

iFreeETF TOPIX Ex-Financials

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

※課税上は特定株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書)

2024年4月4日

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「iFreeETF TOPIX Ex-Financials」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2024年4月3日に関東財務局長に提出しており、2024年4月4日にその届出の効力が生じております。

発行者名	大和アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 小松 幹太
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

iFreeETF TOPIX Ex-Financials

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有ありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5 兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

100 口当たり取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の 9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が定める申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を取得申込者から徴収することができます。

販売会社については、下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の 9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(6)【申込単位】

委託会社は、取得申込みに適用される各銘柄の株式（以下「取得時のバスケット」といいます。）を所定の方法（※1）によって提示するものとします。

受益権の取得申込者は、販売会社（※2）に対し、取得時のバスケットを単位として受益権の取得申込みを行なうことができます。

取得時のバスケットは、日々変更されます。

原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込みを行なうことはできません。

（※1）所定の方法

1. 委託会社は、取得申込受付日の 3 営業日前までに、取得申込受付日に適用される「取得時のバスケット」を定めます。委託会社は、原則として、取得時のバスケットを、取得申込可能日の毎日、インターネット・サイト「<https://www.daiwa-am.co.jp/etf/>」に掲示しま

す。

2. 「取得時のバスケット」1単位当たりの取得口数は、取得時のバスケットの評価額を取得申込受付日の基準価額で除して得た口数をもとに、委託会社が定めるものとします。
3. 取得時のバスケットの評価額が、委託会社が定める口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額に満たない場合には、取得申込者はその差額に相当する金銭を支払うものとします。
4. 取得時のバスケットに取得申込者の自社株式等（自社が発行した株式またはその親会社（会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。）が発行した株式をいいます。以下同じ。）が含まれている場合には、当該株式に代えて、当該株式の評価額に、これを信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を加算した金額の金銭を引渡すことによって、取得の申込みに応じることができるものとします。

取得申込者は、販売会社を通じて、委託会社に取得時のバスケットに自社株式等が含まれている旨を通知するものとします。この通知が取得申込時に行なわれなかった場合において、そのことによって取得申込者または信託財産その他に損害が生じた場合には、当該取得申込者がすべての責を負うものとします。

(※2) 販売会社

販売会社については、下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(7) 【申込期間】

2024年4月4日から2024年10月3日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込にかかる取得時のバスケットの各銘柄の株式および金銭を、当該取得申込にかかる信託が設定される日までに販売会社に引渡し、当該取得時のバスケットの各銘柄の株式を保護預けするものとします。取得申込にかかる株式については、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、受託会社の指定するファンド口座に移管されます。（株式等に金銭が含まれる場合は、当該金銭については、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。）

(10) 【払込取扱場所】

前(9)の引渡しは、販売会社において行なうものとします。販売会社については、前(6)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「TOPIX Ex-Financials（配当込み）」（以下「対象株価指数」という場合があります。）の変動率に一致させることを目的とします。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型投信	内外	不動産投信	ETF	特殊型
		その他資産 ()		
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式		グローバル	
一般	年1回	日本	日経225
大型株	年2回	北米	
中小型株		欧州	
債券	年4回	アジア	TOPIX
一般	年6回 (隔月)	オセアニア	
公債	年12回 (毎月)	中南米	
社債	日々	アフリカ	
その他債券	その他 ()	中近東 (中東)	
クレジット属性 ()		エマージング	
不動産投信			その他 (TOPIX Ex-Financials (配当込み))
その他資産 ()			
資産複合 ()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注1) 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ

		従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象 地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象 資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMR F
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号および第 2 号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注 2）属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの

	格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信	目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合 資産配分固定型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合 資産配分変更型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回	目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回	目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回	目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）	目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）	目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々	目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他	上記属性にあてはまらないすべてのもの
投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為

ジ		替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経 225	目論見書等において、日経 225 に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIX に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託の限度>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、2兆円に相当する株券および金銭を限度として追加信託することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度を変更することができます。

1

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「TOPIX Ex-Financials (配当込み)」(以下「対象株価指数」という場合があります。)の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式に投資します。

- 対象株価指数を構成する銘柄のうち、時価総額構成比率95%以上を占める各銘柄の株式を組入れることを原則とします。
- 上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと(株価指数先物取引等を利用することを含みます。)があります。
- 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

「TOPIX Ex-Financials」について

- ◆「TOPIX Ex-Financials」は、東証業種別株価指数の分類(33業種)のうち、「保険業」、「銀行業」、「証券、商品先物取引業」、「その他金融業」を除く29業種に分類されるすべての銘柄の時価総額を指数化し、株価の変動をとらえようとするものです。
- ◆1993年7月5日の時価総額を1,000として算出しております(注1参照)。
- ◆新規上場、上場廃止、増資など市場変動以外の要因により、時価総額が変わる場合には、基準時の時価総額を修正して、指数の連続性を維持します(注2参照)。

(注1) 算出方法：毎日の指数 = 当日の時価総額 ÷ 基準時の時価総額 × 1,000

(注2) 基準時の時価総額の修正方法：

$$\text{修正後の基準時価総額} = \text{修正前日の基準時価総額} \times (\text{修正前日の時価総額} \pm \text{修正額}) \div \text{修正前日の時価総額}$$

- ①配当込みTOPIX Ex-Financialsの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。
- ②J P Xは、同指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、同指数の指数値の算出もしくは公表の停止または同指数にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ③J P Xは、同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の同指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④J P Xは、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、J P Xは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ⑤本件商品は、J P Xにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥J P Xは、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ⑦J P Xは、当社または本件商品の購入者のニーズを同指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ⑧以上の項目に限らず、J P Xは本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

2

当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

●受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。

- 売買単位は、10口単位です。
- 取引方法は、原則として株式と同様です。

●追加設定は、株式により行ないます。

- 追加設定にかかる受益権の取得申込者は、取得時のバスケット（「TOPIX Ex-Financials（配当込み）」を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。
- 原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込を行なうことはできません。

●受益権を株式と交換することができます。

- 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換を申込みことができます。
- 解約申込により受益権を換金することはできません。

●収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。

- 名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所）が受託会社に登録されている者をいいます。

3

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用（信託報酬）その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は毎年1月10日および7月10日です。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行ないません。

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「TOPIX Ex-Financials (配当込み)」の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 同指数が加重平均であるため、個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総額構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
- (b) 運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (d) 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (e) 株価指数先物取引と指数の動きの不一致（株価指数先物取引を利用した場合）
- (f) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (g) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

(2) 【ファンドの沿革】

2013 年 9 月 19 日	信託契約締結、当初設定、運用開始
2013 年 9 月 20 日	受益権を東京証券取引所に上場
2023 年 4 月 4 日	ファンドの名称を「iFreeETF TOPIX Ex-Financials」に変更（従来は「ダイワ上場投信・TOPIX Ex-Financials」）

(3) 【ファンドの仕組み】

	名 称	関係業務の内容
委 託 会 社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※1）の委託者であり、受益権の募集・発行、信託財産の運用指図、受益権とその信託財産に属する株式との交換の指図、信託財産の計算等を行ないます。
受 託 会 社	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）	信託契約（※1）の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。
取 扱 窓 口	販売会社	受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社および受託会社との三者間契約（※2）に基づき、受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行ないます。

※1：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※2：受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務の内容等が規定されています。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。

< 委託会社の概況（2024 年 1 月末日現在） >

・資本金の額 151 億 7,427 万 2,500 円

・沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第 29 条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第 352 号)
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
-----	-----	-----------	----

株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	株 2,608,525	% 100.00
----------------	-----------------------	----------------	-------------

2【投資方針】

(1)【投資方針】

委託会社は、信託財産の運用にあたっては、次の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

- ① 当ファンドは、信託財産の 1 口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式に対する投資として運用を行ないます。
- ② 対象株価指数を構成する銘柄のうち、時価総額構成比率 95%以上を占める各銘柄の株式を組入れることを原則とします。
- ③ 前①および前②の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと（株価指数先物取引等を利用することを含みます。）があります。
- ④ 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの特色＞をご参照下さい。

(2)【投資対象】

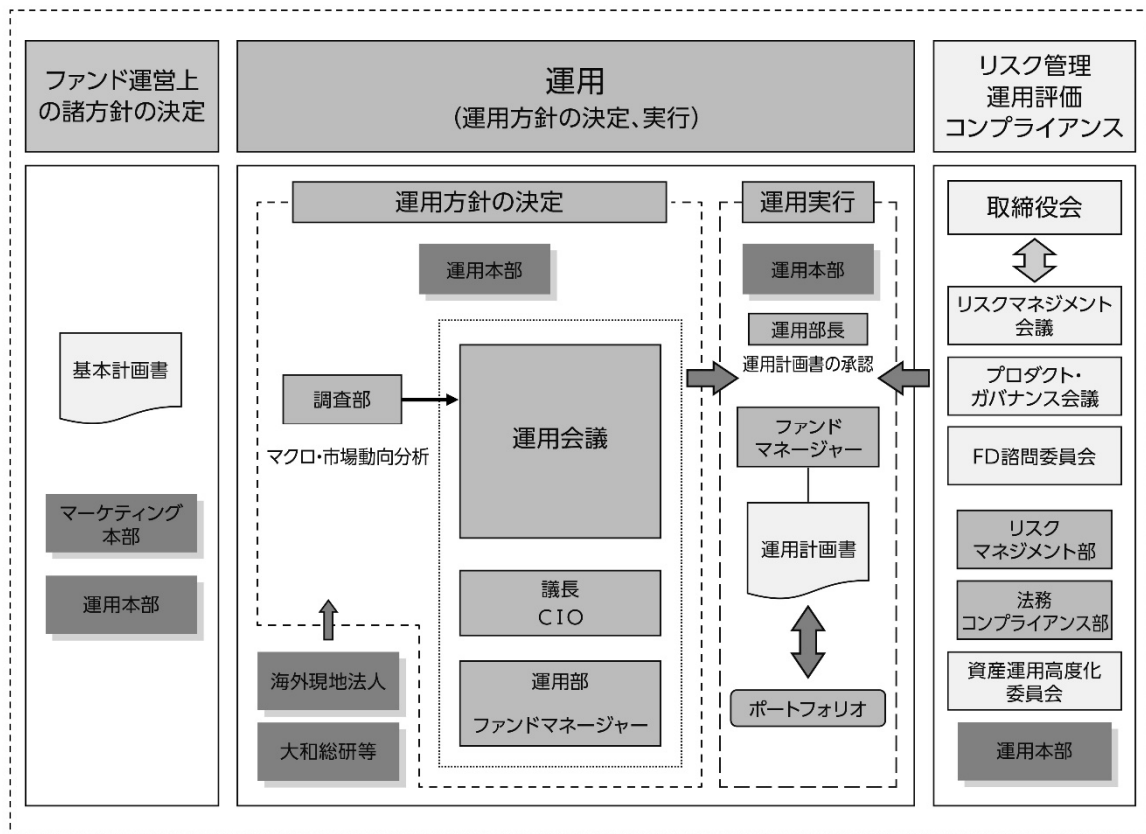
- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、後掲(5)③に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 6 号に掲げるもの
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託財産を、主として株式に投資することを指図します。
- ③ 前②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、交換、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託財産を次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの特色＞をご参照下さい。

(3)【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ. 基本的な運用方針の決定

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO (Chief Investment Officer) (1 名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ 基本的な運用方針の決定
- ・ その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO (0～5 名程度)

CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー (0～5 名程度)

CIO および Deputy-CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に 1 名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ．運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議、FD 諮問委員会および資産運用高度化委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は 35～45 名程度です。

イ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ．プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ．FD 諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

ニ．資産運用高度化委員会

資産運用高度化への取組みについて報告・検討し、必要事項を審議・決定します。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は 2024 年 1 月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。

(5) 【投資制限】

① 株式（信託約款）

株式への投資割合には、制限を設けません。

② 投資する株式の範囲（信託約款）

イ．委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

ロ．前イ．にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③ 先物取引等（信託約款）

委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 株式の貸付け（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ロ. 前イ. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、株式の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑥ 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への投資は、行ないません。

⑦ 信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② その他

イ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. 市場の急変時等には、前掲「2 投資方針」にしたがった運用ができない場合があります。

ハ. コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じ

る可能性があります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。くわしくは「第2 管理及び運営」をご参照ください。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、金融商品取引所に上場され取引が行なわれます。当ファンドの市場価格は需給等を反映し決定されるため、基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、＜ファンドの特色＞の「●基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

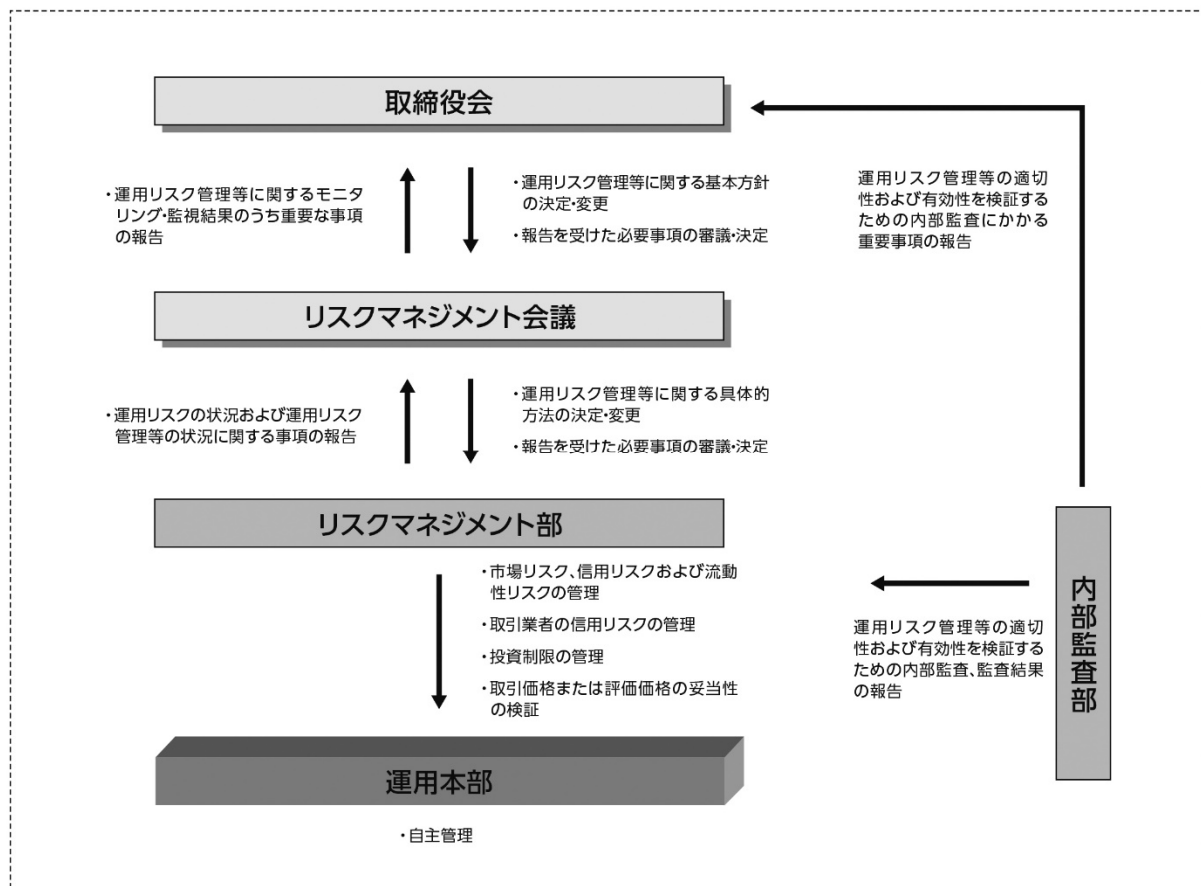
※ 流動性リスクに関する事項

- ・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



※ 流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

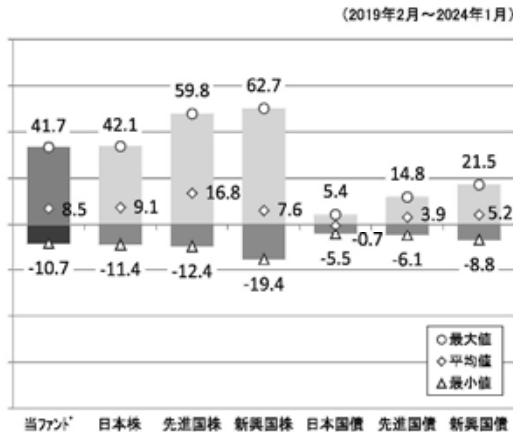
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる商標または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる商標または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」) が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドに基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>] ●NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が定める申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。

販売会社については、下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の 9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

販売会社は、受益権の交換または買取りに際して、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を受益者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。

販売会社については、前(1)をご参照下さい。

② 信託財産留保額

ありません。

交換手数料は、受益権の交換に関する事務等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次のイ.の額にロ.の額を加算して得た額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりとします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

イ. 信託財産の純資産総額に年率 0.198%（税抜 0.18%）以内を乗じて得た額

委託会社 年率 0.13%（税抜）以内

受託会社 年率 0.05%（税抜）以内

* 上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

ロ. 信託財産に属する株式の貸付けにかかる品貸料（貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に 55%（税抜 50%）以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に 55%（税抜 50%）以内の率を乗じて得た額

なお、提出日現在における上記イ.およびロ.に定める率は、次のとおりとなっております（今後、変更されることがあります。）。

イ. 年率 0.198%（税抜 0.18%）

ロ. 55%（税抜 50%）

② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

③ 提出日現在における信託報酬にかかる委託会社、受託会社への配分については、次のとおりとなっております（今後、変更されることがあります。）。

イ. 前①イ.の報酬

委託会社 年率 0.13% (税抜)

受託会社 年率 0.05% (税抜)

* 上記の信託報酬の分配には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

ロ. 前①ロ.の報酬

委託会社 報酬の 50%

受託会社 報酬の 50%

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標使用料」といいます。）ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産中から支弁することができます。

* 提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率 0.033% (税抜 0.03%) 以内を乗じて得た額（ただし、88 万円 (税抜 80 万円) を下回る場合は 88 万円 (税抜 80 万円)）となります。

* 提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。

- ・ 年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大 0.00825% (税抜 0.0075%)
- ・ 追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825% (税抜 0.0075%)

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

- ③ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は、信託財産中より支弁します。

(※) 売買委託手数料などの「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は特定株式投資信託として取扱われます。

- ① 個人の投資者に対する課税

イ. 受益権の売却時

受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対して 20% (所得税 15% および地方税 5%) の税率で課税されます。

ただし、2037 年 12 月 31 日まで基準所得税額に 2.1% の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 20.315% (所得税 15%、復興特別所得税 0.315% および地方税 5%) となります。

受益権を譲渡して生じた損失金額は上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を

含みます。)の譲渡益・償還差益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得・利子所得と通算できます。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。売却時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

ロ. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。

ただし、2037年12月31日まで、収益分配金の受取時に、収益分配金に対する所得税の源泉徴収額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することができます。

一方、確定申告を行なう場合には、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択します。総合課税を選択した場合は、配当控除の適用があり、その取扱いは、株式の配当金と同様となります。

ハ. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ.と同様の取扱いとなります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

特定株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

イ. 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

ロ. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収（※）されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

ただし、2037年12月31日までは基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。益金不算入制度が適用されます。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

ハ. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ.と同様の取扱いとなります。

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2024年1月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めし

ます。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（2024年1月31日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式		4,050,205,240	99.78
	内 日本	4,050,205,240	99.78
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		8,802,025	0.22
純資産総額		4,059,007,265	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2024年1月31日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	70,000	2,745.00 192,150,000	3,000.00 210,000,000	5.17
2	ソニーグループ	日本	株式	電気機器	9,000	13,850.00 124,650,000	14,695.00 132,255,000	3.26
3	キーエンス	日本	株式	電気機器	1,300	64,570.00 83,941,000	66,580.00 86,554,000	2.13
4	東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	2,700	25,385.00 68,539,500	27,865.00 75,235,500	1.85
5	日 立	日本	株式	電気機器	6,300	10,600.00 66,780,000	11,675.00 73,552,500	1.81
6	日本電信電話	日本	株式	情報・通信業	380,100	176.90 67,239,690	186.30 70,812,630	1.74
7	三菱商事	日本	株式	卸売業	26,700	2,326.50 62,117,550	2,565.00 68,485,500	1.69
8	信越化学	日本	株式	化学	11,600	5,552.00 64,403,200	5,875.00 68,150,000	1.68
9	任 天 堂	日本	株式	その他製品	8,000	7,823.00 62,584,000	8,310.00 66,480,000	1.64
10	三井物産	日本	株式	卸売業	10,200	5,496.00 56,059,200	6,031.00 61,516,200	1.52
11	伊 藤 忠	日本	株式	卸売業	9,100	6,091.00 55,428,100	6,752.00 61,443,200	1.51
12	リクルートホールディングス	日本	株式	サービス業	9,700	5,932.00 57,540,400	5,927.00 57,491,900	1.42
13	本田技研	日本	株式	輸送用機器	31,100	1,533.50 47,691,850	1,675.50 52,108,050	1.28

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
14	武田薬品	日本	株式	医薬品	11,300	4,312.00 48,725,600	4,362.00 49,290,600	1.21
15	第一三共	日本	株式	医薬品	11,100	4,332.00 48,085,200	4,423.00 49,095,300	1.21
16	KDDI	日本	株式	情報・通信 業	9,900	4,655.00 46,084,500	4,897.00 48,480,300	1.19
17	HOYA	日本	株式	精密機器	2,500	17,380.00 43,450,000	18,945.00 47,362,500	1.17
18	ソフトバンクグループ	日本	株式	情報・通信 業	6,300	6,310.00 39,753,000	6,460.00 40,698,000	1.00
19	ソフトバンク	日本	株式	情報・通信 業	20,600	1,837.50 37,852,500	1,963.50 40,448,100	1.00
20	オリエンタルランド	日本	株式	サービス業	6,900	5,466.00 37,715,400	5,502.00 37,963,800	0.94
21	ダイキン工業	日本	株式	機械	1,500	23,320.00 34,980,000	23,885.00 35,827,500	0.88
22	村田製作所	日本	株式	電気機器	11,600	2,961.50 34,353,400	3,015.00 34,974,000	0.86
23	SMC	日本	株式	機械	400	78,470.00 31,388,000	82,910.00 33,164,000	0.82
24	三菱電機	日本	株式	電気機器	14,300	2,045.00 29,243,500	2,203.00 31,502,900	0.78
25	日本たばこ産業	日本	株式	食料品	7,600	3,800.00 28,880,000	3,895.00 29,602,000	0.73
26	丸 紅	日本	株式	卸売業	11,200	2,334.00 26,140,800	2,541.50 28,464,800	0.70
27	住友商事	日本	株式	卸売業	8,200	3,189.00 26,149,800	3,415.00 28,003,000	0.69
28	セブン&アイ・HLDGS	日本	株式	小売業	4,600	5,712.00 26,275,200	5,856.00 26,937,600	0.66
29	キヤノン	日本	株式	電気機器	6,400	3,708.00 23,731,200	4,080.00 26,112,000	0.64
30	ファナック	日本	株式	電気機器	6,200	4,245.00 26,319,000	4,117.00 25,525,400	0.63

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	99.78%
合計	99.78%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	0.10%

業種	投資比率
鉱業	0.40%
建設業	2.38%
食料品	3.71%
繊維製品	0.42%
パルプ・紙	0.19%
化学	6.73%
医薬品	5.18%
石油・石炭製品	0.53%
ゴム製品	0.81%
ガラス・土石製品	0.75%
鉄鋼	1.11%
非鉄金属	0.74%
金属製品	0.59%
機械	6.12%
電気機器	19.85%
輸送用機器	9.77%
精密機器	2.69%
その他製品	2.76%
電気・ガス業	1.57%
陸運業	3.03%
海運業	1.05%
空運業	0.50%
倉庫・運輸関連業	0.15%
情報・通信業	8.60%
卸売業	8.25%
小売業	4.78%
不動産業	2.20%
サービス業	4.83%
合計	99.78%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)	東京証券取 引所 市場相場
第2計算期間末 (2014年7月10日)	19,073,883,378	19,262,113,959	1,063.99	1,074.49	—
第3計算期間末 (2015年1月10日)	20,915,809,343	21,178,755,740	1,169.30	1,184.00	—
第4計算期間末 (2015年7月10日)	18,371,096,566	18,567,799,518	1,316.87	1,330.97	—
第5計算期間末 (2016年1月10日)	26,593,586,491	26,787,806,652	1,218.63	1,227.53	—
第6計算期間末 (2016年7月10日)	24,114,848,389	24,354,077,806	1,058.42	1,068.92	—
第7計算期間末 (2017年1月10日)	1,799,193,082	2,030,245,950	1,166.48	1,316.28	1,170
第8計算期間末 (2017年7月10日)	6,694,133,889	6,719,583,933	1,236.24	1,240.94	1,223
第9計算期間末 (2018年1月10日)	2,208,423,496	2,260,743,264	1,430.92	1,464.82	1,424
第10計算期間末 (2018年7月10日)	25,265,291,318	25,328,399,349	1,321.15	1,324.45	—
第11計算期間末 (2019年1月10日)	23,477,218,115	23,778,617,285	1,168.41	1,183.41	1,163
第12計算期間末 (2019年7月10日)	26,825,499,875	27,109,809,141	1,217.16	1,230.06	—
第13計算期間末 (2020年1月10日)	29,524,020,451	29,866,335,853	1,345.47	1,361.07	—
第14計算期間末 (2020年7月10日)	10,859,497,760	10,960,856,556	1,210.67	1,221.97	1,207
第15計算期間末 (2021年1月10日)	8,840,790,593	8,909,614,251	1,464.39	1,475.79	1,453
第16計算期間末 (2021年7月10日)	7,646,252,549	7,703,441,611	1,510.82	1,522.12	1,500
第17計算期間末 (2022年1月10日)	34,609,829,681	34,673,592,213	1,574.10	1,577.00	—
第18計算期間末 (2022年7月10日)	32,515,678,170	32,911,445,610	1,478.85	1,496.85	—
第19計算期間末 (2023年1月10日)	31,929,247,772	32,283,239,760	1,452.18	1,468.28	—
2023年1月末日	33,517,774,928	—	1,524.43	—	—

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)	東京証券取 引所 市場相場
2 月末日	33,711,770,116	—	1,533.25	—	—
3 月末日	34,742,742,853	—	1,580.14	—	—
4 月末日	3,687,429,846	—	1,618.96	—	—
5 月末日	3,821,386,812	—	1,677.77	—	1,686
6 月末日	4,073,769,292	—	1,788.58	—	—
第 20 計算期間末 (2023 年 7 月 10 日)	3,611,403,878	3,986,761,586	1,585.58	1,750.38	1,590
7 月末日	3,728,238,603	—	1,636.88	—	1,637
8 月末日	3,743,106,961	—	1,643.40	—	1,639
9 月末日	3,725,002,501	—	1,635.45	—	1,639
10 月末日	3,595,312,213	—	1,578.51	—	1,576
11 月末日	3,813,751,755	—	1,674.42	—	1,668
12 月末日	3,817,792,973	—	1,676.19	—	1,670
第 21 計算期間末 (2024 年 1 月 10 日)	3,908,329,383	3,942,266,457	1,715.94	1,730.84	1,715
2024 年 1 月末日	4,059,007,265	—	1,782.10	—	1,765

(注) 計算期間末日が休業日の場合は、前営業日の市場相場を記載しております。

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第 2 計算期間	10.50
第 3 計算期間	14.70
第 4 計算期間	14.10
第 5 計算期間	8.90
第 6 計算期間	10.50
第 7 計算期間	149.80
第 8 計算期間	4.70
第 9 計算期間	33.90
第 10 計算期間	3.30
第 11 計算期間	15.00
第 12 計算期間	12.90
第 13 計算期間	15.60
第 14 計算期間	11.30
第 15 計算期間	11.40
第 16 計算期間	11.30
第 17 計算期間	2.90
第 18 計算期間	18.00
第 19 計算期間	16.10
第 20 計算期間	164.80
第 21 計算期間	14.90

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第 2 計算期間	△0.5
第 3 計算期間	11.3
第 4 計算期間	13.8
第 5 計算期間	△6.8
第 6 計算期間	△12.3
第 7 計算期間	24.4
第 8 計算期間	6.4
第 9 計算期間	18.5
第 10 計算期間	△7.4
第 11 計算期間	△10.4
第 12 計算期間	5.3
第 13 計算期間	11.8
第 14 計算期間	△9.2
第 15 計算期間	21.9
第 16 計算期間	3.9
第 17 計算期間	4.4
第 18 計算期間	△4.9
第 19 計算期間	△0.7
第 20 計算期間	20.5
第 21 計算期間	9.2

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 2 計算期間	19,767,470	11,842,968
第 3 計算期間	14,884,100	14,923,312
第 4 計算期間	984,420	4,921,366
第 5 計算期間	8,858,210	986,284
第 6 計算期間	3,883,840	2,922,576
第 7 計算期間	0	21,241,345
第 8 計算期間	5,813,620	1,941,126
第 9 計算期間	967,650	4,839,197
第 10 計算期間	17,580,290	0
第 11 計算期間	7,860,980	6,891,348
第 12 計算期間	1,946,200	0
第 13 計算期間	6,815,690	6,911,873
第 14 計算期間	1,949,140	14,922,630
第 15 計算期間	1,950,560	4,883,202
第 16 計算期間	977,080	1,953,264
第 17 計算期間	19,854,320	2,928,219
第 18 計算期間	0	0
第 19 計算期間	0	0
第 20 計算期間	0	19,709,424
第 21 計算期間	0	0

(参考情報) 運用実績

●iFreeETF TOPIX Ex-Financials

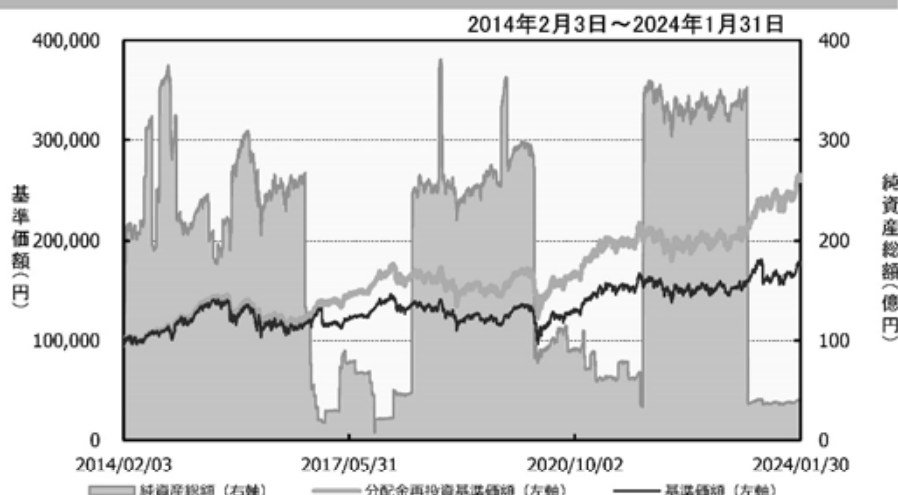
2024年1月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	178,210円
純資産総額	40億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	7.2%
3カ月間	13.9%
6カ月間	9.8%
1年間	30.2%
3年間	43.2%
5年間	77.0%
設定来	167.5%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (100口当たり、税引前)

決算期	直近1年間分配金合計額: 17,970円										設定来分配金合計額: 54,750円	
	第10期 18年7月	第11期 19年1月	第12期 19年7月	第13期 20年1月	第14期 20年7月	第15期 21年1月	第16期 21年7月	第17期 22年1月	第18期 22年7月	第19期 23年1月	第20期 23年7月	第21期 24年1月
分配金	330円	1,500円	1,290円	1,560円	1,130円	1,140円	1,130円	290円	1,800円	1,610円	16,480円	1,490円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

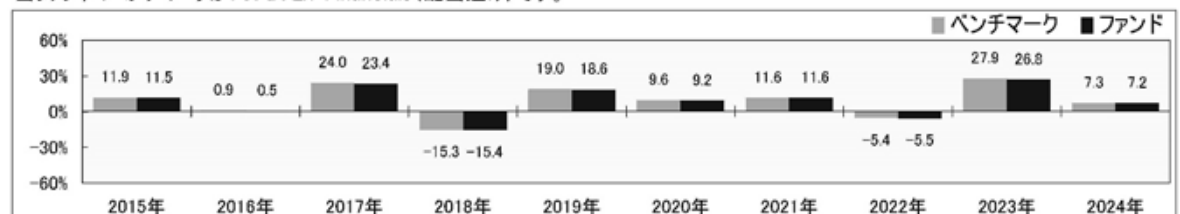
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	株式東証33業種別構成	比率	組入上位10銘柄	業種名	比率
国内株式	1,518	99.8%	電気機器	19.8%	トヨタ自動車	輸送用機器	5.2%
国内株式先物	-	-	輸送用機器	9.8%	ソニーグループ	電気機器	3.3%
不動産投資信託等	-	-	情報・通信業	8.6%	キーエンス	電気機器	2.1%
コール・ローン、その他	-	0.2%	卸売業	8.2%	東京エレクトロン	電気機器	1.9%
合計	1,518	100.0%	化学	6.7%	日立	電気機器	1.8%
株式 市場・上場別構成		比率	機械	6.1%	日本電信電話	情報・通信業	1.7%
東証プライム市場		99.3%	医薬品	5.2%	三菱商事	卸売業	1.7%
東証スタンダード市場		0.4%	サービス業	4.8%	信越化学	化学	1.7%
東証グロース市場		-	小売業	4.8%	任天堂	その他製品	1.6%
地方市場・その他		-	その他	25.7%	三井物産	卸売業	1.5%
合計		99.8%	合計	99.8%	合計		22.5%

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはTOPIX Ex-Financials (配当込み)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2024年は1月31日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ① 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。
- ② 受益権の取得申込者は、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの（以下「取得時のバスケット」といいます。）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額（法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た額をいいます。以下同じ。）をもって、それに相当するものとして委託会社が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。
- ③ 受益権の取得申込者が、委託会社が別に定める時限までに取得申込みをした場合には、当日を取得申込受付日として委託会社は当該取得申込みを受付けます。
- ④ 取得申込受付日に対応する取得時のバスケットを構成する各株式の銘柄名とその数量は、委託会社が取得申込受付日以前の別に定める期日に別に定める方法により提示するものとします。
- ⑤ 前②の規定にかかわらず、受益権の取得申込者は、取得時のバスケットの評価額が取得する一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分を金銭をもって支払うものとします。
- ⑥ 前②の規定にかかわらず、取得時のバスケットに受益権の取得申込者が発行した株式またはその親会社（会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。）が発行した株式（以下本⑥において「自社株式等」といいます。）が含まれる場合には、当該取得申込者は当該自社株式等に代えて当該自社株式等に相当する金額（評価額により算出したものに限ります。）に、当該自社株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。
- ⑦ 前⑥に該当する場合には、受益権の取得申込者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとします。この通知が取得申込みの際に行なわれなかった場合において、そのことによって当該取得申込者または信託財産その他に損害が生じた場合には、当該取得申込者がすべての責を負うものとします。
- ⑧ 前②の規定にかかわらず、取得時のバスケットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式（以下本⑧において「配当落ち株式等」といいます。）が含まれる場合には、当該取得申込者は当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等に相当する金額（評価額により算出したものに限ります。）に、当該配当落ち株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。
- ⑨ 販売会社は、取得申込みにかかる取得時のバスケットの各銘柄の株式を、取得申込みにかかる信託が設定される日までに、別に定める契約に基づき委託会社に代わって受託会社に引渡すものとします。
- ⑩ 販売会社は、受益権の取得申込者が引渡すべき取得時のバスケットの各銘柄の一部の引渡日を別に定める方法に基づいて指定する場合には、担保金を差入れるものとします。なお、担保金に付利は行なわないものとします。担保金が差入れられた場合には、委託会社は信託財産への担保金の受入れの指図を行なうものとします。
- ⑪ 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、前⑨に定める株式（前⑤、前⑥および前⑧に該当する場合の金銭を含みます。）または前⑩に定める担保金の引渡しと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を

行なうことができます。また、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書（以下「業務方法書」といいます。）に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる株式および金銭の委託会社への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。別に定める金融商品取引清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。

- ⑫ 委託会社は、原則として、次の1.から4.までに該当する場合は、受益権の取得申込みの受付けを停止します。なお、次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。
1. 対象株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日
 2. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内
 3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
 4. 前1.から前3.までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ⑬ 販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の取得申込者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。
- ⑭ 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得申込みの受付けの中止、取得申込みの受付けの取消またはその両方を行なうことができます。
- ⑮ 委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ⑯ 受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、前⑨に定める株式（前⑤、前⑥および前⑧に該当する場合の金銭を含みます。）または前⑩に定める担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。ただし、業務方法書に定めるところにより、当該株式および金銭の委託会社への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託会社は、委託会社の指図に基づき、当該株式および金銭についての受入れまたは振替済みの通知にかかわらず、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。

2【換金（解約）手続等】

<解約>

受益者は、自己に帰属する受益権（受託会社が「3 資産管理等の概要(5)②」に規定する重大な信託約款の変更等に反対した受益者からの「3 資産管理等の概要(5)③」の規定による請求により買取った受益権を除きます。）につき、信託期間中において、当ファンドの一部解約請求をすることはできません。

<交換>

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託

財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

- ② 受益者が交換請求をするときは、販売会社に対し、委託会社が定める一定口数の整数倍の振替受益権をもって行なうものとします。
- ③ 交換を請求しようとする受益者が、委託会社が別に定める時限までに交換請求をした場合には、当日を交換請求受付日として委託会社は当該交換請求を受付けます。
- ④ 委託会社は、交換に際し、信託財産に属する株式の評価額をもって、それに相当する口数の受益権と交換するものとします。交換に際し、受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。
- ⑤ 前①の規定にかかわらず、委託会社は、原則として、次の 1. から 3. までに該当する場合は、受益権の交換請求の受付けを停止します。なお、次の 1. から 2. までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の交換請求を受付けることがあります。
 1. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の 2 営業日前から起算して 6 営業日以内
 2. 計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 4 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 5 営業日以内）
 3. 前 1. から前 2. までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ⑥ 販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行なうものとします。なお、業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行ないます。当該抹消にかかる手続きおよび後⑮に掲げる交換株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、後⑪または後⑫に定める当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に前①の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑦ 委託会社は、後⑪または後⑫の委託会社の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび後⑮に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ、抹消したものととして取扱います。
- ⑧ 販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を交換請求者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに委託会社が収受するものとします。
- ⑨ 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、交換請求の受付けの中止、交換請求の受付けの取消またはその両方を行なうことができます。
- ⑩ 前⑨の規定により交換請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の交換請求を撤回することができます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受付けたものとして計算されるものとします。
- ⑪ 委託会社は、交換の請求を受付けた場合には、当該請求にかかる受益権と、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式として委託会社が指定するものとの交換を行なうよう受託会社に指図します。
- ⑫ 前⑪の規定にかかわらず、委託会社が指定する株式に当該請求を行なった受益者が発行した株式またはその親会社が発行した株式（以下本⑫において「自社株式等」といいます。）が含まれる場合には、原則として、委託会社は、前⑪の請求にかかる受益権の口数から当該自社株式等に相当する金額（評価額により算出したものから、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた金額とします。）に相当する口数を除いた口数の受益権と、当該受益権の持分に相当する株式（当該自社株式等を除きます。）を交換するよう受託会社に指図するものとします。

- ⑬ 前⑫に該当する場合には、交換請求を行なう受益者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとします。この通知が交換請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって交換請求者または信託財産その他に損害が生じた場合には、交換請求者がすべての責を負うものとします。
- ⑭ 前⑪の規定にかかわらず、前⑪の委託会社が指定する株式に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式（以下本⑭において「配当落ち株式等」といいます。）が含まれる場合には、委託会社は、当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等の評価額（当該評価額から、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた額とします。）に相当する金銭の交付をもって交換するよう受託会社に指図することができるものとします。
- ⑮ 受託会社は、前⑥に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求および金銭の交付を行なうものとします。ただし、業務方法書の定めるところにより、前②に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託会社は、前⑥に掲げる手続きにかかわらず、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求および金銭の交付を行なうものとします。別に定める期日から、受益者への交換株式の交付に際しては振替機関等の口座に前①の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれ、受益者への金銭の交付については販売会社において行なわれます。
- ⑯ 委託会社は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものととして取扱うこととし、受託会社は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

<買取り>

- ① 販売会社は、次に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、2. の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。
1. 交換により取引所売買単位未満の振替受益権が生じた場合
 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合
- ② 前①の買取価額は、買取請求受付日の基準価額から、販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を控除した価額とすることができます。
- ③ 販売会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することができます。
- ④ 前③の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行なった当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして、前②の規定に準じて計算されたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した100口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注）主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式：
原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年1月11日から7月10日まで、および7月11日から翌年1月10日までとします。ただし、第1計算期間は、2013年9月19日から2014年1月10日までとします。

(5) 【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が200万口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象株価指数が廃止された場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託会社は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。
3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
4. 前3.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止し

たときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとし、
2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の1. から6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前①の3. または前②の2. に規定する書面に付記します。

④ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 関係法人との契約の更改

受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社、受託会社および販売会社との三者間契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社、受託会社もしくは販売会社のいずれからでも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる株式および金銭の委託会社への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の信託契約締結当初または追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金にかかる請求権

＜支払方法＞

1. 受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）を持分に応じて請求する権利を有します。
2. 受託会社は、計算期間終了日現在において、氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。）（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。
3. 受益者は、原則として前2.に規定する登録を当ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の取引参加者（口座管理機関であるものに限り、以下同じ。）を経由して行なうものとします。この場合、当該取引参加者は、当該取引参加者が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
4. 社振法関係法令等に基づき、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは原則として以下のとおりとします。
 - イ. 受益権は、前3.の取引参加者の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
 - ロ. 前3.の取引参加者は、計算期間終了日までに当該取引参加者にかかる前イ.の受益権の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託会社が定める事項を書面等により受託会社に届出るものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該取引参加者所定の方法による当該受益者からの申出に基づき、当該取引参加者はこれを受託会社に通知するものとします。
 - ハ. 前3.の取引参加者は、計算期間終了日現在の当該取引参加者にかかる前イ.の受益権の受益者の振替機関の定める事項を（当該取引参加者が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて）振替機関に報告するとともに、振替機関は業務規程等に基づき、これを受託会社に通知するものとします。
5. 信託契約締結当初および追加信託時の受益者については、前2.に規定する登録を行なったうえで、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されるものとします。
6. 前2.に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が前3.に規定する取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

7. 受託会社は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金について未払残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。
8. 受託会社は、前7.の規定により委託会社に収益分配金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
9. 受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

② 信託終了時の交換等

1. 委託会社は、信託が終了することとなったときは、委託会社が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。この場合は、「2 換金（解約）手続等」の規定に準じるものとします。
2. 委託会社が信託の終了に関して指定する販売会社は、委託会社が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。この場合には、当該販売会社が別に定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
3. 信託終了に際して、委託会社が信託終了に関して指定する販売会社は、その所有にかかるすべての受益権を交換請求するものとします。交換により引渡される株式に当該販売会社が発行した株式またはその親会社が発行した株式（以下本3.において「自社株式等」といいます。）が含まれる場合には、委託会社は、受託会社に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託会社は信託財産をもって買取るものとします。
4. 受益者が、信託終了時の交換について信託終了日から10年間その交換請求をしないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

③ 交換請求権および買取請求権

受益者は、保有する受益権について、交換または買取りを請求する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期計算期間(2023年7月11日から2024年1月10日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋山 範之
-------------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	鈴木 崇雄
-------------------------	-------	-------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiFreeETF TOPIX Ex-Financialsの2023年7月11日から2024年1月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、iFreeETF TOPIX Ex-Financialsの2024年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

iFreeETF TOPIX Ex-Financials

(1) 【貸借対照表】

	第 20 期 2023 年 7 月 10 日現在 金 額 (円)	第 21 期 2024 年 1 月 10 日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	267,521,954	41,018,823
株式	3,609,661,250	3,899,452,530
未収入金	131,124,330	-
未収配当金	6,702,098	6,097,346
流動資産合計	4,015,009,632	3,946,568,699
資産合計	4,015,009,632	3,946,568,699
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	375,357,708	33,937,074
未払受託者報酬	5,560,653	1,029,908
未払委託者報酬	14,457,759	2,677,810
その他未払費用	8,229,634	594,524
流動負債合計	403,605,754	38,239,316
負債合計	403,605,754	38,239,316
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	2,252,601,784	2,252,601,784
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	1,358,802,094	1,655,727,599
(分配準備積立金)	157,259	30,539
元本等合計	3,611,403,878	3,908,329,383
純資産合計	3,611,403,878	3,908,329,383
負債純資産合計	4,015,009,632	3,946,568,699

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第 20 期 自 2023 年 1 月 11 日 至 2023 年 7 月 10 日 金 額 (円)	第 21 期 自 2023 年 7 月 11 日 至 2024 年 1 月 10 日 金 額 (円)
営業収益		
受取配当金	399,862,814	38,730,466
受取利息	23	－
有価証券売買等損益	3,270,010,381	297,052,225
その他収益	231,965	27,781
営業収益合計	3,670,105,183	335,810,472
営業費用		
支払利息	17,575	14,569
受託者報酬	5,560,653	1,029,908
委託者報酬	14,457,759	2,677,810
その他費用 ※1	5,179,942	1,225,606
営業費用合計	25,215,929	4,947,893
営業利益又は営業損失 (△)	3,644,889,254	330,862,579
経常利益又は経常損失 (△)	3,644,889,254	330,862,579
当期純利益又は当期純損失 (△)	3,644,889,254	330,862,579
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	10,184,025,652	1,358,802,094
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,094,755,104	－
当期一部交換に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	12,094,755,104	－
分配金 ※2	375,357,708	33,937,074
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	1,358,802,094	1,655,727,599

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 21 期 自 2023 年 7 月 11 日 至 2024 年 1 月 10 日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 20 期 2023 年 7 月 10 日現在	第 21 期 2024 年 1 月 10 日現在
1. ※1 期首元本額	21,745,222,120 円	2,252,601,784 円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部交換元本額	19,492,620,336 円	- 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,277,656 口	2,277,656 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 20 期 自 2023 年 1 月 11 日 至 2023 年 7 月 10 日	第 21 期 自 2023 年 7 月 11 日 至 2024 年 1 月 10 日
1. ※1 その他費用	該当事項はありません。	主に、対象指数の商標の使用料であります。

区分	第 20 期 自 2023 年 1 月 11 日 至 2023 年 7 月 10 日	第 21 期 自 2023 年 7 月 11 日 至 2024 年 1 月 10 日
2. ※2 分配金の計算過程	当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当等収益額（400,077,227 円）及び分配準備積立金(636,094 円)の合計額から、経費(25,198,354 円)を控除して計算される分配対象額は 375,514,967 円（100 口当たり 16,486 円）であり、うち 375,357,708 円（100 口当たり 16,480 円）を分配金額としております。	当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当等収益額（38,743,678 円）及び分配準備積立金(157,259 円)の合計額から、経費(4,933,324 円)を控除して計算される分配対象額は 33,967,613 円（100 口当たり 1,491 円）であり、うち 33,937,074 円（100 口当たり 1,490 円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第 21 期 自 2023 年 7 月 11 日 至 2024 年 1 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 21 期 2024 年 1 月 10 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。

区分	第 21 期 2024 年 1 月 10 日現在
	(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ 等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 20 期 2023 年 7 月 10 日現在 当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	第 21 期 2024 年 1 月 10 日現在 当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	559,143,892	300,884,525
合計	559,143,892	300,884,525

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第 20 期 2023 年 7 月 10 日現在	第 21 期 2024 年 1 月 10 日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 21 期 自 2023 年 7 月 11 日 至 2024 年 1 月 10 日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	第 20 期 2023 年 7 月 10 日現在	第 21 期 2024 年 1 月 10 日現在
1 口当たり純資産額 (100 口当たり純資産額)	1,585.58 円 (158,558 円)	1,715.94 円 (171,594 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
極 洋	100	3,910.00	391,000	
ニッスイ	1,800	794.20	1,429,560	
マルハニチロ	300	2,846.00	853,800	
雪国まいたけ	200	947.00	189,400	
カネコ種苗	100	1,396.00	139,600	
サカタのタネ	200	4,000.00	800,000	
ホクト	100	1,762.00	176,200	
ショーボンドHD	200	6,525.00	1,305,000	
ミライト・ワン	600	1,929.50	1,157,700	
タマホーム	100	4,230.00	423,000	
ROBOT HOME	300	176.00	52,800	
住石ホールディングス	200	1,141.00	228,200	
日鉄鉱業	100	5,340.00	534,000	
三井松島 HLDGS	100	2,847.00	284,700	
I N P E X	6,600	1,951.00	12,876,600	
石油資源開発	200	5,490.00	1,098,000	
K&O エナジーグループ	100	2,283.00	228,300	
安藤・間	1,000	1,196.00	1,196,000	
東急建設	600	830.00	498,000	
コムシスホールディングス	600	3,232.00	1,939,200	
ビーアールホールディングス	300	367.00	110,100	
高松コンストラクション GP	100	2,845.00	284,500	
東建コーポレーション	100	8,900.00	890,000	
ヤマウラ	100	1,551.00	155,100	
オリエンタル白石	700	352.00	246,400	
大成建設	1,200	5,097.00	6,116,400	
大 林 組	4,500	1,279.00	5,755,500	
清水建設	3,500	987.00	3,454,500	
飛島建設	100	1,460.00	146,000	
長谷工コーポレーション	1,100	1,943.00	2,137,300	
松井建設	100	869.00	86,900	
鹿島建設	2,800	2,512.50	7,035,000	
不動テトラ	100	2,390.00	239,000	
鉄建建設	100	2,052.00	205,200	
西松建設	200	4,064.00	812,800	
三井住友建設	900	407.00	366,300	
奥 村 組	200	4,785.00	957,000	
東鉄工業	200	3,135.00	627,000	
浅沼組	100	4,055.00	405,500	
戸田建設	1,700	943.40	1,603,780	
熊 谷 組	200	3,735.00	747,000	
矢作建設	200	1,412.00	282,400	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ピーエス三菱	200	915.00	183,000	
日本ハウス HLDGS	300	301.00	90,300	
大東建託	500	16,285.00	8,142,500	
新日本建設	200	1,144.00	228,800	
日本道路	100	2,097.00	209,700	
東亜建設	100	3,785.00	378,500	
日本国土開発	400	623.00	249,200	
東洋建設	300	1,254.00	376,200	
五洋建設	1,800	840.00	1,512,000	
世紀東急	200	1,784.00	356,800	
住友林業	1,100	4,318.00	4,749,800	
巴コーポレーション	100	579.00	57,900	
大和ハウス	3,500	4,537.00	15,879,500	
ライト工業	300	2,078.00	623,400	
積水ハウス	3,800	3,287.00	12,490,600	
日特建設	100	1,160.00	116,000	
北陸電気工事	100	1,253.00	125,300	
ユアテック	300	1,119.00	335,700	
日本リーテック	100	1,233.00	123,300	
四電工	100	3,300.00	330,000	
中電工	200	2,686.00	537,200	
関 電 工	800	1,404.00	1,123,200	
きんでん	900	2,417.50	2,175,750	
東京エネシス	100	1,036.00	103,600	
住友電設	100	2,790.00	279,000	
日本電設工業	200	2,013.00	402,600	
エクシオグループ	600	3,211.00	1,926,600	
新日本空調	100	2,460.00	246,000	
九電工	300	5,219.00	1,565,700	
三機工業	300	1,825.00	547,500	
日揮ホールディングス	1,200	1,714.00	2,056,800	
ヤマト	100	965.00	96,500	
太平電業	100	4,415.00	441,500	
高砂熱学	300	3,260.00	978,000	
NEC ネットズエスアイ	500	2,363.00	1,181,500	
朝日工業社	100	3,045.00	304,500	
明星工業	200	1,087.00	217,400	
大 気 社	100	4,235.00	423,500	
ダイダン	200	1,480.00	296,000	
日比谷総合設備	100	2,552.00	255,200	
ニッポン	400	2,268.00	907,200	
日清製粉G本社	1,200	2,027.50	2,433,000	
昭和産業	100	3,255.00	325,500	
鳥越製粉	100	656.00	65,600	
中部飼料	200	1,113.00	222,600	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
フィード・ワン	200	841.00	168,200	
日本甜菜糖	100	2,019.00	201,900	
DM 三井製糖ホールディ	100	3,170.00	317,000	
塩水港精糖	100	239.00	23,900	
ウェルネオシュガー	100	2,225.00	222,500	
L I F U L L	400	190.00	76,000	
M I X I	300	2,469.00	740,700	
ジェイエイシーリクルートメント	400	669.00	267,600	
日本 M&A センターホールデ	2,100	798.00	1,675,800	
UTグループ	200	2,315.00	463,000	
E・J ホールディングス	100	1,657.00	165,700	
オープンアップグループ	400	2,278.00	911,200	
コシダカホールディングス	400	1,114.00	445,600	
パソナグループ	200	2,516.00	503,200	
リンクアンドモチベーション	400	553.00	221,200	
エス・エム・エス	500	2,899.00	1,449,500	
パーソルホールディングス	13,300	247.60	3,293,080	
クックパッド	400	122.00	48,800	
森永製菓	600	2,665.50	1,599,300	
江崎グリコ	400	4,375.00	1,750,000	
井村屋グループ	100	2,393.00	239,300	
不二家	100	2,466.00	246,600	
山崎製パン	800	3,447.00	2,757,600	
亀田製菓	100	4,080.00	408,000	
寿スピリッツ	600	2,112.50	1,267,500	
カルビー	600	2,910.50	1,746,300	
森永乳業	400	2,922.50	1,169,000	
六甲バター	100	1,347.00	134,700	
ヤクルト	1,800	3,286.00	5,914,800	
明治ホールディングス	1,500	3,506.00	5,259,000	
雪印メグミルク	300	2,221.00	666,300	
プリマハム	200	2,345.00	469,000	
日本ハム	500	4,950.00	2,475,000	
丸大食品	100	1,644.00	164,400	
S F o o d s	100	3,420.00	342,000	
伊藤ハム米久 HLDGS	200	4,005.00	801,000	
学情	100	1,753.00	175,300	
スタジオアリス	100	2,120.00	212,000	
クロスキャット	100	1,114.00	111,400	
シミックホールディングス	100	2,644.00	264,400	
システナ	1,900	314.00	596,600	
デジタルアーツ	100	5,180.00	518,000	
日鉄ソリューションズ	200	4,760.00	952,000	
総合警備保障	2,200	827.00	1,819,400	
キューブシステム	100	1,113.00	111,300	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
いちご	1,400	342.00	478,800	
日本駐車場開発	1,300	193.00	250,900	
コア	100	1,824.00	182,400	
カカクコム	900	1,763.00	1,586,700	
アイロムグループ	100	2,014.00	201,400	
セントケア・ホールディング	100	1,009.00	100,900	
ルネサンス	100	904.00	90,400	
ディップ	200	3,200.00	640,000	
SBS ホールディングス	100	2,562.00	256,200	
デジタルホールディングス	100	1,269.00	126,900	
新日本科学	100	1,854.00	185,400	
ベネフィット・ワン	500	2,112.00	1,056,000	
エムスリー	2,600	2,414.50	6,277,700	
アウトソーシング	800	1,741.50	1,393,200	
ウェルネット	100	574.00	57,400	
ワールドホールディングス	100	2,838.00	283,800	
ディー・エヌ・エー	500	1,537.50	768,750	
博報堂D Y HLDGS	1,700	1,146.50	1,949,050	
ぐるなび	200	270.00	54,000	
タカミヤ	200	500.00	100,000	
ジャパンベストレスキューS	100	998.00	99,800	
ファンコミュニケーションズ	200	405.00	81,000	
エスプール	400	442.00	176,800	
WDB ホールディングス	100	2,266.00	226,600	
アドウェイズ	200	503.00	100,600	
バリューコマース	100	1,413.00	141,300	
インフォマート	1,400	494.00	691,600	
サッポロホールディングス	400	6,654.00	2,661,600	
アサヒグループホールディン	2,900	5,449.00	15,802,100	
麒麟HD	5,200	2,119.00	11,018,800	
宝ホールディングス	900	1,232.00	1,108,800	
オエノンホールディングス	400	359.00	143,600	
コカ・コーラボトラーズ JHD	1,000	2,029.50	2,029,500	
サントリー食品インター	900	4,782.00	4,303,800	
ダイドーグループ HD	100	6,090.00	609,000	
伊 藤 園	400	4,395.00	1,758,000	
キーコーヒー	100	2,094.00	209,400	
日清オイリオグループ	200	4,480.00	896,000	
不二製油グループ	300	2,508.00	752,400	
J-オイルミルズ	100	2,010.00	201,000	
ローソン	300	7,316.00	2,194,800	
サンエー	100	4,635.00	463,500	
カワチ薬品	100	2,705.00	270,500	
エービーシー・マート	600	2,542.00	1,525,200	
アスクル	300	2,156.00	646,800	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ゲオホールディングス	200	2,270.00	454,000	
アダストリア	200	3,345.00	669,000	
ジーフット	100	292.00	29,200	
くら寿司	200	3,595.00	719,000	
エレマテック	100	1,810.00	181,000	
パルグループ HLDGS	300	2,311.00	693,300	
エディオン	500	1,596.00	798,000	
あらた	200	3,260.00	652,000	
サーラコーポレーション	300	734.00	220,200	
ハローズ	100	4,245.00	424,500	
JP ホールディングス	300	463.00	138,900	
フジオフード G 本社	200	1,440.00	288,000	
東京エレクトロニクス	100	5,930.00	593,000	
ひらまつ	200	272.00	54,400	
円谷フィールズホールディ	200	1,455.00	291,000	
双日	1,500	3,315.00	4,972,500	
アルフレッサホールディングス	1,400	2,525.50	3,535,700	
ハニーズホールディングス	100	1,699.00	169,900	
キッコーマン	800	9,127.00	7,301,600	
味の素	3,000	5,690.00	17,070,000	
ブルドックソース	100	2,258.00	225,800	
キューピー	700	2,653.00	1,857,100	
ハウス食品 G 本社	400	3,228.00	1,291,200	
カゴメ	500	3,239.00	1,619,500	
アリアケジャパン	100	4,595.00	459,500	
ニチレイ	600	3,601.00	2,160,600	
横浜冷凍	400	1,068.00	427,200	
東洋水産	600	8,020.00	4,812,000	
イトアイト HLDGS	100	2,151.00	215,100	
ヨシムラ・フード・HLDGS	100	1,066.00	106,600	
日清食品 HD	1,200	5,059.00	6,070,800	
永谷園ホールディングス	100	2,170.00	217,000	
フジッコ	100	1,975.00	197,500	
ロックフィールド	100	1,639.00	163,900	
日本たばこ産業	7,600	3,800.00	28,880,000	
ケンコーマヨネーズ	100	1,756.00	175,600	
わらべや日洋 HD	100	3,555.00	355,500	
なとり	100	2,126.00	212,600	
ファーマフーズ	200	1,180.00	236,000	
北の達人コーポ	500	218.00	109,000	
ユーグレナ	800	709.00	567,200	
紀文食品	100	1,213.00	121,300	
ピクルスホールディングス	100	1,223.00	122,300	
スター・マイカ・HLDGS	100	650.00	65,000	
SRE ホールディングス	100	2,834.00	283,400	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
AD ワークスグループ	200	244. 00	48, 800	
片倉工業	100	1, 706. 00	170, 600	
グ ン ゼ	100	5, 110. 00	511, 000	
ヒューリック	2, 900	1, 544. 00	4, 477, 600	
アルペン	100	1, 966. 00	196, 600	
ラクーンホールディングス	100	647. 00	64, 700	
クオールホールディングス	200	1, 752. 00	350, 400	
アルコニックス	200	1, 377. 00	275, 400	
神戸物産	1, 000	4, 009. 00	4, 009, 000	
ソリトンシステムズ	100	1, 495. 00	149, 500	
ジンズホールディングス	100	4, 795. 00	479, 500	
ビックカメラ	700	1, 380. 00	966, 000	
DCM ホールディングス	700	1, 360. 00	952, 000	
ペッパーフードサービス	300	99. 00	29, 700	
M o n o t a R O	1, 900	1, 581. 00	3, 003, 900	
あい ホールディングス	200	2, 387. 00	477, 400	
J. フロント リテイリング	1, 500	1, 353. 00	2, 029, 500	
ドトール・日レスHD	200	2, 266. 00	453, 200	
マツキヨココカラ&カンパニー	2, 500	2, 648. 50	6, 621, 250	
ブロンコビリー	100	3, 240. 00	324, 000	
Z O Z O	900	3, 354. 00	3, 018, 600	
トレジャー・ファクトリー	100	1, 318. 00	131, 800	
物語コーポレーション	200	4, 800. 00	960, 000	
三越伊勢丹HD	2, 300	1, 629. 00	3, 746, 700	
東洋紡	600	1, 074. 00	644, 400	
ユニチカ	400	171. 00	68, 400	
富士紡ホールディングス	100	3, 845. 00	384, 500	
日清紡ホールディングス	1, 000	1, 177. 50	1, 177, 500	
倉敷紡績	100	2, 903. 00	290, 300	
ダイワボウHD	600	3, 114. 00	1, 868, 400	
シキボウ	100	1, 164. 00	116, 400	
日東紡績	200	5, 100. 00	1, 020, 000	
トヨタ紡織	500	2, 430. 50	1, 215, 250	
マクニカホールディングス	300	7, 685. 00	2, 305, 500	
ラクト・ジャパン	100	1, 944. 00	194, 400	
ウエルシアHD	700	2, 368. 00	1, 657, 600	
クリエイトSDH	200	3, 130. 00	626, 000	
グリムス	100	2, 167. 00	216, 700	
バイタルK S KHD	200	1, 063. 00	212, 600	
八洲電機	100	1, 362. 00	136, 200	
メディアスホールディングス	100	792. 00	79, 200	
レスターホールディングス	100	2, 868. 00	286, 800	
丸善 CHI HD	100	334. 00	33, 400	
TOKAI ホールディングス	700	994. 00	695, 800	
三洋貿易	200	1, 238. 00	247, 600	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
シュッピン	100	1,147.00	114,700	
オイシックス・ラ・大地	200	1,432.00	286,400	
ウイン・パートナーズ	100	1,224.00	122,400	
ネクステージ	300	2,351.00	705,300	
ジョイフル本田	400	1,907.00	762,800	
ホットランド	100	1,924.00	192,400	
すかいらく HD	1,800	2,203.50	3,966,300	
SFP ホールディングス	100	2,161.00	216,100	
綿半ホールディングス	100	1,444.00	144,400	
日本毛織	300	1,354.00	406,200	
ダイトウボウ	100	93.00	9,300	
ダイドーリミテッド	100	442.00	44,200	
ユナイテッド・スーパーマーケ	400	1,027.00	410,800	
野村不動産 HLDGS	700	4,014.00	2,809,800	
三重交通グループ HD	300	617.00	185,100	
サムティ	200	2,551.00	510,200	
ディア・ライフ	200	966.00	193,200	
地主	100	2,318.00	231,800	
プレサンスコーポレーション	200	1,673.00	334,600	
JPMC	100	1,125.00	112,500	
フージャース HD	200	1,112.00	222,400	
オープンハウスグループ	500	4,435.00	2,217,500	
東急不動産HD	3,800	974.00	3,701,200	
飯田GHD	1,200	2,291.00	2,749,200	
帝国繊維	100	2,164.00	216,400	
日本コークス工業	1,300	123.00	159,900	
ゴルフダイジェスト・オン	100	675.00	67,500	
BEENOS	100	1,397.00	139,700	
あさひ	100	1,291.00	129,100	
日本調剤	100	1,428.00	142,800	
コスモス薬品	100	16,240.00	1,624,000	
シップヘルスケア HD	500	2,309.50	1,154,750	
ソフトクリエイト HD	100	1,750.00	175,000	
セブン&アイ・HLDGS	4,600	5,712.00	26,275,200	
クリエイト・レストランツ・ホール	900	1,157.00	1,041,300	
ツルハホールディングス	300	12,970.00	3,891,000	
サンマルクホールディングス	100	2,181.00	218,100	
トリドールホールディングス	400	4,365.00	1,746,000	
帝 人	1,200	1,362.00	1,634,400	
東 レ	8,500	743.00	6,315,500	
ク ラ レ	1,900	1,454.50	2,763,550	
旭 化 成	8,600	1,081.00	9,296,600	
TOKYO BASE	200	328.00	65,600	
稲葉製作所	100	1,536.00	153,600	
宮地エンジニアリングG	100	3,360.00	336,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
トーカロ	400	1,517.00	606,800	
SUMCO	2,300	2,108.50	4,849,550	
RS TECHNOLOGIES	100	3,010.00	301,000	
AND DO ホールディングス	100	1,070.00	107,000	
シーアールイー	100	1,467.00	146,700	
ケイアイスター不動産	100	3,375.00	337,500	
グッドコムアセット	100	719.00	71,900	
ジェイ・エス・ビー	100	2,530.00	253,000	
ロードスターキャピタル	100	1,965.00	196,500	
エコナックホールディングス	100	132.00	13,200	
JM ホールディングス	100	2,175.00	217,500	
コメダホールディングス	300	2,809.00	842,700	
アレンザホールディングス	100	1,063.00	106,300	
バロックジャパン	100	829.00	82,900	
クスリのアオキ HLDGS	300	3,307.00	992,100	
力の源 HD	100	1,538.00	153,800	
FOOD&LIFE COMPAN	700	2,927.00	2,048,900	
アセンテック	100	505.00	50,500	
セーレン	200	2,487.00	497,400	
小松マテーレ	200	860.00	172,000	
ワコールホールディングス	300	3,521.00	1,056,300	
ホギメディカル	200	3,575.00	715,000	
T S I ホールディングス	400	772.00	308,800	
ワールド	200	1,713.00	342,600	
T I S	1,400	3,304.00	4,625,600	
グリー	300	601.00	180,300	
コーエーテクモHD	800	1,767.50	1,414,000	
三菱総合研究所	100	4,770.00	477,000	
ファインデックス	100	983.00	98,300	
ブレインパッド	100	1,158.00	115,800	
KL a b	200	293.00	58,600	
ポールトゥウィンホールディン	200	475.00	95,000	
ネクソン	2,900	2,820.50	8,179,450	
アイスタイル	400	425.00	170,000	
エムアップホールディングス	200	1,073.00	214,600	
エイチーム	100	587.00	58,700	
エニグモ	200	366.00	73,200	
テクノスジャパン	100	648.00	64,800	
e n i s h	100	164.00	16,400	
コロプラ	500	611.00	305,500	
オルトプラス	100	151.00	15,100	
ブロードリーフ	600	587.00	352,200	
デジタルハーツ HLDGS	100	1,010.00	101,000	
システム情報	100	929.00	92,900	
メディアドゥ	100	1,393.00	139,300	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
じげん	400	539.00	215,600	
ブイキューブ	200	310.00	62,000	
ディー・エル・イー	100	202.00	20,200	
フィックスターズ	100	1,303.00	130,300	
CARTA HOLDINGS	100	1,419.00	141,900	
オプティム	100	980.00	98,000	
セレス	100	1,265.00	126,500	
S H I F T	100	35,190.00	3,519,000	
特種東海製紙	100	4,070.00	407,000	
ティーガイア	100	1,976.00	197,600	
テクマトリックス	200	1,743.00	348,600	
プロシップ	100	1,390.00	139,000	
ガンホー・オンライン・エンター	300	2,466.50	739,950	
GMO ペイメントゲートウェイ	300	9,793.00	2,937,900	
インターネットイニシアティブ	600	2,891.50	1,734,900	
さくらインターネット	100	2,310.00	231,000	
SRA ホールディングス	100	3,825.00	382,500	
朝日ネット	100	626.00	62,600	
e B A S E	200	772.00	154,400	
アバントグループ	200	1,476.00	295,200	
アドソル日進	100	1,601.00	160,100	
フリービット	100	1,430.00	143,000	
コムチュア	200	1,907.00	381,400	
アステリア	100	656.00	65,600	
アイル	100	3,225.00	322,500	
王子ホールディングス	5,300	563.00	2,983,900	
日本製紙	700	1,318.00	922,600	
三菱製紙	100	583.00	58,300	
北越コーポレーション	600	1,454.00	872,400	
大王製紙	600	1,142.50	685,500	
マークラインズ	100	3,035.00	303,500	
メディカル・データ・ビジ	200	677.00	135,400	
g u m i	200	432.00	86,400	
テラスカイ	100	1,746.00	174,600	
デジタル・インフォメーション	100	1,681.00	168,100	
ラクス	600	2,402.00	1,441,200	
ランドコンピュータ	100	931.00	93,100	
オープンドア	100	812.00	81,200	
アカツキ	100	2,473.00	247,300	
カナミックネットワーク	100	426.00	42,600	
ノムラシステムコーポレーション	100	118.00	11,800	
レンゴー	1,200	962.40	1,154,880	
トーモク	100	2,295.00	229,500	
ザ・バック	100	3,360.00	336,000	
チェンジホールディングス	300	1,413.00	423,900	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
オークネット	100	1,927.00	192,700	
マクロミル	300	817.00	245,100	
マネーフォワード	300	4,331.00	1,299,300	
レゾナック・ホールディング	1,200	2,972.00	3,566,400	
住友化学	9,500	355.80	3,380,100	
住友精化	100	5,150.00	515,000	
日産化学	600	5,828.00	3,496,800	
クレハ	300	2,923.00	876,900	
テイカ	100	1,404.00	140,400	
石原産業	200	1,439.00	287,800	
日本曹達	200	5,690.00	1,138,000	
東ソー	1,700	1,911.00	3,248,700	
トクヤマ	400	2,477.50	991,000	
セントラル硝子	100	2,773.00	277,300	
東亜合成	600	1,354.00	812,400	
大阪ソーダ	100	9,260.00	926,000	
関東電化	200	863.00	172,600	
SUN ASTERISK	100	968.00	96,800	
デンカ	500	2,585.00	1,292,500	
イビデン	700	8,088.00	5,661,600	
信越化学	11,600	5,552.00	64,403,200	
プラスアルファ・コンサルティン	100	2,730.00	273,000	
電算システムHD	100	2,900.00	290,000	
堺 化 学	100	1,926.00	192,600	
第一稀元素化学工	100	1,002.00	100,200	
エア・ウォーター	1,200	1,948.50	2,338,200	
日本酸素 HLDGS	1,200	3,831.00	4,597,200	
日本パーカライジング	600	1,149.00	689,400	
高压ガス	200	878.00	175,600	
四国化成ホールディング	200	1,834.00	366,800	
ステラ ケミファ	100	3,290.00	329,000	
日本触媒	200	5,565.00	1,113,000	
大日精化	100	2,653.00	265,300	
カネカ	300	3,611.00	1,083,300	
協和キリン	1,500	2,533.00	3,799,500	
APPIER GROUP	400	1,861.00	744,400	
三菱瓦斯化学	1,000	2,350.00	2,350,000	
三井化学	1,100	4,316.00	4,747,600	
J S R	1,400	4,055.00	5,677,000	
東京応化工業	600	3,104.00	1,862,400	
大阪有機化学	100	2,608.00	260,800	
三菱ケミカルグループ	9,300	892.00	8,295,600	
KHネオケム	200	2,295.00	459,000	
ダイセル	1,600	1,449.50	2,319,200	
住友ベークライト	200	7,467.00	1,493,400	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
積水化学	2,600	2,131.50	5,541,900	
日本ゼオン	900	1,317.00	1,185,300	
アイカ工業	300	3,505.00	1,051,500	
UBE	600	2,362.50	1,417,500	
積水樹脂	200	2,483.00	496,600	
タキロンシーアイ	300	656.00	196,800	
旭有機材	100	3,940.00	394,000	
ニチバン	100	1,774.00	177,400	
リケンテクノス	300	854.00	256,200	
大倉工業	100	2,573.00	257,300	
積水化成品	200	498.00	99,600	
ダイキョーニシカワ	300	721.00	216,300	
森六ホールディングス	100	2,816.00	281,600	
恵和	100	1,276.00	127,600	
日本化薬	1,000	1,360.00	1,360,000	
カーリットホールディングス	100	924.00	92,400	
ソルクシーズ	100	401.00	40,100	
プレステージ・インター	600	610.00	366,000	
プロトコーポレーション	100	1,317.00	131,700	
アミューズ	100	1,531.00	153,100	
野村総合研究所	2,800	4,368.00	12,230,400	
サイバネットシステム	100	1,094.00	109,400	
クイック	100	2,578.00	257,800	
電通グループ	1,300	3,871.00	5,032,300	
インテージホールディングス	100	1,705.00	170,500	
ソースネクスト	600	165.00	99,000	
シーティーエス	200	682.00	136,400	
インフォコム	200	2,462.00	492,400	
メディカルシステムネットワーク	100	670.00	67,000	
日本精化	100	3,075.00	307,500	
扶桑化学工業	100	4,425.00	442,500	
トリケミカル	200	3,775.00	755,000	
シンプレクスHD	200	2,737.00	547,400	
ラクスル	300	1,146.00	343,800	
メルカリ	800	2,496.50	1,997,200	
F I G	100	317.00	31,700	
ADEKA	400	2,887.00	1,154,800	
日油	400	6,959.00	2,783,600	
新日本理化	100	200.00	20,000	
ハリマ化成グループ	100	845.00	84,500	
イーソル	100	603.00	60,300	
ウイングアーク 1ST	100	2,951.00	295,100	
S a n s a n	400	1,495.00	598,000	
ギフティ	100	1,734.00	173,400	
花 王	2,900	5,962.00	17,289,800	

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
第一工業製薬	100	1,937.00	193,700	
石原ケミカル	100	1,920.00	192,000	
三洋化成	100	4,405.00	440,500	
メドレー	200	4,410.00	882,000	
J M D C	200	4,175.00	835,000	
武田薬品	11,300	4,312.00	48,725,600	
アステラス製薬	11,200	1,763.00	19,745,600	
住友ファーマ	900	488.00	439,200	
塩野義製薬	1,600	7,135.00	11,416,000	
わかもと製薬	100	217.00	21,700	
日本新薬	300	5,240.00	1,572,000	
中外製薬	4,000	5,668.00	22,672,000	
科研製薬	200	3,493.00	698,600	
エーザイ	1,600	7,574.00	12,118,400	
理研ビタミン	100	2,293.00	229,300	
ロート製薬	1,200	3,063.00	3,675,600	
小野薬品	2,700	2,649.00	7,152,300	
久光製薬	300	4,506.00	1,351,800	
有機合成薬品	100	284.00	28,400	
持田製薬	100	3,390.00	339,000	
参天製薬	2,300	1,474.00	3,390,200	
ツムラ	400	2,716.00	1,086,400	
テ ル モ	3,600	5,004.00	18,014,400	
HUグループHD	400	2,775.00	1,110,000	
キッセイ薬品工業	200	3,205.00	641,000	
生化学工業	200	778.00	155,600	
栄研化学	200	1,725.00	345,000	
鳥居薬品	100	3,685.00	368,500	
J C R ファーマ	400	1,195.00	478,000	
東和薬品	200	2,517.00	503,400	
富士製薬工業	100	1,888.00	188,800	
ゼリア新薬工業	200	2,063.00	412,600	
そーせいグループ	400	1,560.00	624,000	
第一三共	11,100	4,332.00	48,085,200	
杏林製薬	300	1,826.00	547,800	
大幸薬品	300	298.00	89,400	
ダイト	100	1,955.00	195,500	
大塚ホールディングス	2,700	5,775.00	15,592,500	
大正製薬HD	300	8,645.00	2,593,500	
ペプチドリーム	600	1,431.00	858,600	
大日本塗料	100	1,065.00	106,500	
日本ペイント HOLD	6,800	1,150.50	7,823,400	
関西ペイント	1,300	2,556.00	3,322,800	
神東塗料	100	131.00	13,100	
中国塗料	300	1,755.00	526,500	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
日本特殊塗料	100	1,246.00	124,600	
藤倉化成	200	442.00	88,400	
太陽ホールディングス	200	3,140.00	628,000	
D I C	500	2,683.50	1,341,750	
サカタインクス	300	1,390.00	417,000	
ARTIENCE	300	2,670.00	801,000	
T & K T O K A	100	1,475.00	147,500	
アルプス技研	100	2,744.00	274,400	
サニックス	200	316.00	63,200	
日本空調サービス	100	830.00	83,000	
オリエンタルランド	6,900	5,466.00	37,715,400	
フォーカスシステムズ	100	1,016.00	101,600	
ダスキン	300	3,426.00	1,027,800	
パーク 2 4	800	1,855.50	1,484,400	
明光ネットワークジャパン	200	785.00	157,000	
ファルコホールディングス	100	2,160.00	216,000	
クレスコ	100	1,977.00	197,700	
フジ・メディア・HD	1,200	1,679.00	2,014,800	
ラウンドワン	1,200	587.00	704,400	
リゾートトラスト	600	2,535.50	1,521,300	
オービック	400	24,890.00	9,956,000	
ジャストシステム	200	3,235.00	647,000	
TDCソフト	100	2,173.00	217,300	
L I N Eヤフー	18,200	480.30	8,741,460	
ビー・エム・エル	200	2,964.00	592,800	
トレンドマイクロ	600	8,018.00	4,810,800	
ID ホールディングス	100	1,706.00	170,600	
リソー教育	700	234.00	163,800	
日本オラクル	200	11,430.00	2,286,000	
早稲田アカデミー	100	1,787.00	178,700	
フューチャー	300	1,824.00	547,200	
CAC HOLDINGS	100	1,769.00	176,900	
S Bテクノロジー	100	2,430.00	243,000	
ユー・エス・エス	1,500	2,867.50	4,301,250	
オービックビジネスC	200	6,742.00	1,348,400	
アイティフォー	200	1,200.00	240,000	
東京個別指導学院	200	450.00	90,000	
サイバーエージェント	2,900	904.80	2,623,920	
楽天グループ	11,200	659.80	7,389,760	
クリーク・アンド・リバー社	100	2,239.00	223,900	
SBI グローバルアセット	300	641.00	192,300	
テー・オー・ダブリュー	300	327.00	98,100	
大塚商会	600	6,007.00	3,604,200	
サイボウズ	200	2,127.00	425,400	
山田コンサルティング GP	100	1,781.00	178,100	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
電通総研	200	5,940.00	1,188,000	
A C C E S S	100	796.00	79,600	
デジタルガレージ	200	3,565.00	713,000	
イーエムシステムズ	200	722.00	144,400	
C I J	200	691.00	138,200	
日本エンタープライズ	100	125.00	12,500	
WOWOW	100	1,126.00	112,600	
スカラ	100	753.00	75,300	
フルキャストホールディングス	100	1,871.00	187,100	
エン・ジャパン	200	2,752.00	550,400	
あすか製薬HD	100	1,851.00	185,100	
サワイグループHD	300	5,488.00	1,646,400	
富士フイルム HLDGS	2,400	8,823.00	21,175,200	
コニカミノルタ	2,900	424.80	1,231,920	
資 生 堂	2,700	4,212.00	11,372,400	
ライオン	1,700	1,342.50	2,282,250	
高砂香料	100	3,530.00	353,000	
マンダム	300	1,309.00	392,700	
ミルボン	200	3,692.00	738,400	
ファンケル	600	2,368.50	1,421,100	
コーセー	300	10,335.00	3,100,500	
コタ	100	1,597.00	159,700	
ポーラ・オルビス HD	700	1,567.00	1,096,900	
ノエビアホールディングス	100	5,270.00	527,000	
新日本製薬	100	1,773.00	177,300	
アクシージア	100	901.00	90,100	
エステー	100	1,548.00	154,800	
アグロカネショウ	100	1,490.00	149,000	
コ ニ シ	400	1,411.00	564,400	
長谷川香料	200	3,135.00	627,000	
小林製薬	400	6,798.00	2,719,200	
荒川化学工業	100	1,051.00	105,100	
メック	100	4,335.00	433,500	
タカラバイオ	300	1,261.00	378,300	
J C U	100	3,760.00	376,000	
デクセリアルズ	300	4,316.00	1,294,800	
アース製薬	100	4,625.00	462,500	
北興化学	100	1,072.00	107,200	
クミアイ化学	500	869.00	434,500	
日本農薬	200	656.00	131,200	
ニチレキ	200	2,426.00	485,200	
ユシロ化学	100	1,726.00	172,600	
富士石油	400	374.00	149,600	
出光興産	7,000	800.00	5,600,000	
ENEOS ホールディングス	20,200	590.00	11,918,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
コスモエネルギーHLDGS	400	6,074.00	2,429,600	
テスホールディングス	300	442.00	132,600	
インフロニアHD	1,400	1,473.50	2,062,900	
横浜ゴム	600	3,338.00	2,002,800	
TOYO TIRE	700	2,412.50	1,688,750	
ブリヂストン	3,700	6,009.00	22,233,300	
住友ゴム	1,300	1,611.50	2,094,950	
藤倉コンポジット	100	1,432.00	143,200	
オカモト	100	4,995.00	499,500	
アキレス	100	1,614.00	161,400	
フコク	100	1,398.00	139,800	
ニッタ	100	3,770.00	377,000	
住友理工	200	1,109.00	221,800	
三ツ星ベルト	200	4,645.00	929,000	
バンドー化学	200	1,707.00	341,400	
AGC	1,200	5,334.00	6,400,800	
日本板硝子	600	603.00	361,800	
有沢製作所	200	1,081.00	216,200	
日本電気硝子	500	3,169.00	1,584,500	
オハラ	100	1,182.00	118,200	
住友大阪セメント	200	3,784.00	756,800	
太平洋セメント	800	2,978.00	2,382,400	
日本ヒューム	100	916.00	91,600	
日本コンクリート	200	357.00	71,400	
三谷セキサン	100	5,200.00	520,000	
アジアパイルHD	200	723.00	144,600	
東海カーボン	1,200	1,052.00	1,262,400	
日本カーボン	100	4,430.00	443,000	
東洋炭素	100	4,925.00	492,500	
ノリタケ	100	7,140.00	714,000	
TOTO	800	3,902.00	3,121,600	
日本碍子	1,500	1,781.00	2,671,500	
日本特殊陶業	1,100	3,605.00	3,965,500	
品川リフラクトリーズ	200	1,841.00	368,200	
ヨータイ	100	1,491.00	149,100	
東京窯業	100	449.00	44,900	
フジインコーポレーテッド	300	3,020.00	906,000	
ニチアス	300	3,415.00	1,024,500	
日本製鉄	5,900	3,338.00	19,694,200	
神戸製鋼所	2,600	1,936.00	5,033,600	
中山製鋼所	300	850.00	255,000	
合同製鐵	100	4,840.00	484,000	
JFEホールディングス	3,700	2,301.00	8,513,700	
東京製鐵	400	1,791.00	716,400	
共英製鋼	100	2,081.00	208,100	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
大和工業	200	7,703.00	1,540,600	
東京鐵鋼	100	4,470.00	447,000	
大阪製鐵	100	2,494.00	249,400	
淀川製鋼所	100	3,945.00	394,500	
中部鋼鈑	100	2,445.00	244,500	
丸一鋼管	400	3,716.00	1,486,400	
大同特殊鋼	1,000	1,503.50	1,503,500	
日本冶金工	100	4,310.00	431,000	
山陽特殊製鋼	100	2,630.00	263,000	
愛知製鋼	100	3,240.00	324,000	
大平洋金属	100	1,197.00	119,700	
新日本電工	700	279.00	195,300	
栗本鉄工所	100	3,310.00	331,000	
日本製鋼所	400	2,479.50	991,800	
三菱製鋼	100	1,517.00	151,700	
日亜鋼業	100	322.00	32,200	
エンビプロHD	100	599.00	59,900	
大紀アルミニウム	200	1,219.00	243,800	
日本軽金属HD	400	1,762.00	704,800	
三井金属	400	4,436.00	1,774,400	
東邦亜鉛	100	1,163.00	116,300	
三菱マテリアル	900	2,580.00	2,322,000	
住友鉱山	1,500	4,189.00	6,283,500	
DOWA ホールディングス	300	5,138.00	1,541,400	
古河機金	200	1,954.00	390,800	
エス・サイエンス	400	20.00	8,000	
大阪チタニウム	200	2,752.00	550,400	
東邦チタニウム	300	1,865.00	559,500	
UACJ	200	3,780.00	756,000	
古河電工	400	2,359.00	943,600	
住友電工	4,900	1,873.50	9,180,150	
フジクラ	1,600	1,116.00	1,785,600	
SWCC	100	2,889.00	288,900	
タツタ電線	200	697.00	139,400	
平河ヒューテック	100	1,365.00	136,500	
リョービ	100	2,777.00	277,700	
アーレステイ	100	732.00	73,200	
ARE ホールディングス	500	1,987.00	993,500	
東洋製罐グループHD	800	2,383.50	1,906,800	
ホッカンホールディングス	100	1,712.00	171,200	
コロナ	100	963.00	96,300	
横河ブリッジHLDGS	200	2,721.00	544,200	
三和ホールディングス	1,300	2,211.00	2,874,300	
文化シヤッター	300	1,466.00	439,800	
三協立山	200	823.00	164,600	

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
アルインコ	100	1,025.00	102,500	
L I X I L	2,100	1,889.00	3,966,900	
ノーリツ	200	1,531.00	306,200	
長府製作所	100	2,070.00	207,000	
リンナイ	600	3,402.00	2,041,200	
ユニプレス	200	990.00	198,000	
日東精工	200	549.00	109,800	
岡 部	200	753.00	150,600	
ジーテクト	200	1,765.00	353,000	
東 プ レ	200	1,963.00	392,600	
高周波熱錬	200	997.00	199,400	
東京製綱	100	1,373.00	137,300	
サンコール	100	464.00	46,400	
モリテックスチル	100	297.00	29,700	
パイオラックス	200	2,470.00	494,000	
エイチワン	100	807.00	80,700	
日本発条	1,200	1,208.50	1,450,200	
中央発條	100	710.00	71,000	
三浦工業	500	2,833.50	1,416,750	
タ ク マ	400	1,764.00	705,600	
テクノプロ・ホールディング	800	3,656.00	2,924,800	
アイ・アールジャパン HD	100	1,576.00	157,600	
K e e P e r 技研	100	6,620.00	662,000	
G u n o s y	100	742.00	74,200	
ジャパンマテリアル	400	2,514.00	1,005,600	
ベクトル	200	1,161.00	232,200	
チャームケアコーポレーション	100	1,231.00	123,100	
I B J	100	693.00	69,300	
アサンテ	100	1,678.00	167,800	
バリューHR	100	1,516.00	151,600	
M&A キャピタルパートナー	100	2,449.00	244,900	
ライドオンエクスプレス HD	100	1,030.00	103,000	
シグマクシス・ホールディング	200	1,377.00	275,400	
ウィルグループ	100	1,220.00	122,000	
エスクローA J	100	143.00	14,300	
メドピア	100	727.00	72,700	
リクルートホールディングス	9,700	5,932.00	57,540,400	
エラン	200	1,092.00	218,400	
ツ ガ ミ	300	1,219.00	365,700	
オークマ	100	6,204.00	620,400	
芝浦機械	100	3,555.00	355,500	
アマダ	2,100	1,544.50	3,243,450	
アイダエンジニア	300	857.00	257,100	
F U J I	600	2,459.00	1,475,400	
牧野フライス	100	5,960.00	596,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
オーエスジー	600	2,006.50	1,203,900	
旭ダイヤモンド	300	892.00	267,600	
DMG 森精機	800	2,774.00	2,219,200	
ソデイツク	300	744.00	223,200	
ディスコ	600	35,060.00	21,036,000	
日東工器	100	1,912.00	191,200	
日進工具	100	1,038.00	103,800	
パンチ工業	100	418.00	41,800	
富士ダイス	100	678.00	67,800	
ベルシステム 24HLDGS	100	1,755.00	175,500	
鎌倉新書	100	555.00	55,500	
エアトリ	100	1,838.00	183,800	
アトラエ	100	712.00	71,200	
ストライク	100	4,530.00	453,000	
ソラスト	400	613.00	245,200	
インソース	300	900.00	270,000	
豊田自動織機	1,100	11,900.00	13,090,000	
リケンNPR	100	2,663.00	266,300	
東洋機械金属	100	716.00	71,600	
島精機製作所	200	1,577.00	315,400	
オプトラン	200	1,650.00	330,000	
イワキポンプ	100	2,113.00	211,300	
フリーー	100	1,339.00	133,900	
ヤマシンフィルタ	300	337.00	101,100	
日阪製作所	100	950.00	95,000	
やまびこ	200	1,531.00	306,200	
平田機工	100	6,540.00	654,000	
PEGASUS	100	458.00	45,800	
マルマエ	100	2,035.00	203,500	
タツモ	100	2,888.00	288,800	
ナブテスコ	800	2,864.50	2,291,600	
三井海洋開発	200	2,151.00	430,200	
レオン自動機	100	1,548.00	154,800	
SMC	400	78,470.00	31,388,000	
ホソカワミクロン	100	4,115.00	411,500	
ユニオンツール	100	3,430.00	343,000	
瑞 光	100	1,854.00	185,400	
オイレス工業	200	2,080.00	416,000	
日精エーエスビー	100	4,375.00	437,500	
サトーホールディングス	200	2,159.00	431,800	
技研製作所	100	1,907.00	190,700	
日本エアーテック	100	1,241.00	124,100	
日精樹脂工業	100	1,153.00	115,300	
小松製作所	6,000	3,850.00	23,100,000	
住友重機械	800	3,594.00	2,875,200	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
日立建機	500	3,873.00	1,936,500	
日 工	200	715.00	143,000	
巴工業	100	3,800.00	380,000	
井関農機	100	1,103.00	110,300	
TOWA	100	6,930.00	693,000	
北川鉄工所	100	1,359.00	135,900	
シンニッタン	100	265.00	26,500	
ローツェ	100	14,610.00	1,461,000	
クボタ	6,800	2,172.50	14,773,000	
荏原実業	100	2,977.00	297,700	
東洋エンジニア	200	774.00	154,800	
月島ホールディングス	200	1,385.00	277,000	
帝国電機製作所	100	3,070.00	307,000	
新東工業	300	1,097.00	329,100	
渋谷工業	100	2,477.00	247,700	
アイチ コーポレーション	200	1,089.00	217,800	
小森コーポレーション	300	1,312.00	393,600	
鶴見製作所	100	3,880.00	388,000	
荏原製作所	500	8,600.00	4,300,000	
西島製作所	100	2,340.00	234,000	
北越工業	100	2,618.00	261,800	
ダイキン工業	1,500	23,320.00	34,980,000	
オルガノ	200	5,880.00	1,176,000	
栗田工業	700	5,544.00	3,880,800	
椿本チエイン	200	4,080.00	816,000	
日 機 装	300	1,038.00	311,400	
木村化工機	100	741.00	74,100	
レイズネクスト	200	1,561.00	312,200	
アネスト岩田	200	1,134.00	226,800	
ダイフク	2,200	2,899.00	6,377,800	
タダノ	700	1,198.00	838,600	
フジテック	300	3,666.00	1,099,800	
C K D	400	2,542.00	1,016,800	
平和	400	2,175.00	870,000	
理想科学工業	100	2,837.00	283,700	
SANKYO	300	8,667.00	2,600,100	
日本金銭機械	200	1,430.00	286,000	
マースグループ HLDGS	100	2,697.00	269,700	
フクシマガリレイ	100	5,090.00	509,000	
ダイコク電機	100	3,785.00	378,500	
竹内製作所	200	4,580.00	916,000	
ア マ ノ	400	3,434.00	1,373,600	
J U K I	200	471.00	94,200	
サンデン	100	204.00	20,400	
ジャノメ	100	692.00	69,200	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ブラザー工業	1,700	2,335.00	3,969,500	
マックス	200	3,260.00	652,000	
モリタホールディングス	200	1,580.00	316,000	
グローリー	300	2,906.00	871,800	
新晃工業	100	2,867.00	286,700	
大和冷機工業	200	1,553.00	310,600	
セガサミーホールディングス	1,100	2,152.50	2,367,750	
T P R	200	1,821.00	364,200	
ツバキ・ナカシマ	300	748.00	224,400	
ホシザキ	800	5,359.00	4,287,200	
大豊工業	100	844.00	84,400	
日本精工	2,400	785.90	1,886,160	
N T N	2,800	269.20	753,760	
ジェイテクト	1,100	1,263.00	1,389,300	
不二越	100	3,760.00	376,000	
ミネベアミツミ	2,200	2,935.00	6,457,000	
日本トムソン	400	579.00	231,600	
T H K	700	2,844.00	1,990,800	
ユーシン精機	100	680.00	68,000	
前澤給装工業	100	1,380.00	138,000	
イーグル工業	100	1,698.00	169,800	
日本ピラー工業	100	4,345.00	434,500	
キッツ	400	1,226.00	490,400	
日立	6,300	10,600.00	66,780,000	
三菱電機	14,300	2,045.00	29,243,500	
富士電機	800	6,204.00	4,963,200	
安川電機	1,400	5,868.00	8,215,200	
シンフォニア テクノロジー	100	2,117.00	211,700	
明電舎	200	2,516.00	503,200	
山洋電気	100	6,280.00	628,000	
デンヨー	100	2,351.00	235,100	
PHC ホールディングス	200	1,503.00	300,600	
ソシオネクスト	1,000	2,797.50	2,797,500	
ベйкаレントコンサルティング	1,000	4,760.00	4,760,000	
アイモバイル	200	450.00	90,000	
ジャパンエレベーターSHD	400	2,299.00	919,600	
ウェルビー	100	837.00	83,700	
ミダックホールディングス	100	2,101.00	210,100	
キュービーネット HLDGS	100	1,517.00	151,700	
RPA ホールディングス	200	277.00	55,400	
三桜工業	200	837.00	167,400	
マキタ	1,500	3,971.00	5,956,500	
東芝テック	200	2,901.00	580,200	
芝浦メカトロニクス	100	6,250.00	625,000	
マブチモーター	600	2,417.50	1,450,500	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ニデック	2,800	5,823.00	16,304,400	
ユーエムシーエレクトロニクス	100	372.00	37,200	
トレックス・セミコンダクター	100	1,756.00	175,600	
東光高岳	100	2,202.00	220,200	
ダブル・スコープ	400	882.00	352,800	
宮越ホールディングス	100	1,056.00	105,600	
ダイヘン	100	6,480.00	648,000	
ヤーマン	200	1,041.00	208,200	
JVCケンウッド	1,000	746.00	746,000	
ミマキエンジニアリング	100	878.00	87,800	
IPEX	100	1,649.00	164,900	
大崎電気	300	657.00	197,100	
オムロン	1,000	6,700.00	6,700,000	
日東工業	200	3,790.00	758,000	
IDEC	200	3,040.00	608,000	
ジーエス・ユアサコーポ	400	2,065.50	826,200	
日本電気	1,700	8,706.00	14,800,200	
富士通	1,200	20,700.00	24,840,000	
沖電気	600	961.00	576,600	
電気興業	100	2,332.00	233,200	
サンケン電気	100	7,209.00	720,900	
アイホン	100	2,760.00	276,000	
ルネサスエレクトロニクス	8,400	2,396.00	20,126,400	
セイコーエプソン	1,700	2,186.50	3,717,050	
ワコム	1,000	688.00	688,000	
アルバック	300	6,650.00	1,995,000	
EIZO	100	5,070.00	507,000	
ジャパンディスプレイ	5,500	20.00	110,000	
日本信号	300	981.00	294,300	
京三製作所	300	467.00	140,100	
能美防災	200	2,249.00	449,800	
ホーチキ	100	1,794.00	179,400	
エレコム	300	1,696.00	508,800	
パナソニックホールディング	15,200	1,415.00	21,508,000	
シャープ	2,200	1,062.00	2,336,400	
アンリツ	900	1,356.00	1,220,400	
富士通ゼネラル	400	2,311.50	924,600	
ソニーグループ	9,000	13,850.00	124,650,000	
TDK	2,000	6,758.00	13,516,000	
帝国通信工業	100	1,975.00	197,500	
タムラ製作所	500	579.00	289,500	
アルプスアルパイン	1,100	1,272.00	1,399,200	
日本電波工業	200	1,226.00	245,200	
鈴木	100	1,160.00	116,000	
メイコー	100	4,170.00	417,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ローランド ディー. ジー.	100	3,695.00	369,500	
フオスター電機	100	1,072.00	107,200	
ヨコオ	100	1,439.00	143,900	
ティアック	100	99.00	9,900	
ホシデン	300	1,756.00	526,800	
ヒロセ電機	200	17,390.00	3,478,000	
日本航空電子	300	3,165.00	949,500	
T O A	100	1,102.00	110,200	
マクセル	300	1,594.00	478,200	
古野電気	200	1,925.00	385,000	
スミダコーポレーション	200	1,168.00	233,600	
リオン	100	2,255.00	225,500	
横河電機	1,400	2,843.50	3,980,900	
アズビル	900	4,988.00	4,489,200	
日本光電工業	500	4,664.00	2,332,000	
チノール	100	2,364.00	236,400	
共和電業	100	399.00	39,900	
日本電子材料	100	1,756.00	175,600	
堀場製作所	200	11,135.00	2,227,000	
アドバンテスト	3,600	4,976.00	17,913,600	
エスベック	100	2,470.00	247,000	
キーエンス	1,300	64,570.00	83,941,000	
日置電機	100	6,400.00	640,000	
シスメックス	1,100	8,417.00	9,258,700	
日本マイクロニクス	200	3,815.00	763,000	
メガチップス	100	4,805.00	480,500	
OBARA GROUP	100	3,875.00	387,500	
IMAGICA GROUP	100	621.00	62,100	
デンソー	10,500	2,257.00	23,698,500	
コーセル	200	1,359.00	271,800	
イリソ電子工業	100	3,570.00	357,000	
オプテックスグループ	200	1,744.00	348,800	
レーザーテック	600	34,900.00	20,940,000	
スタンレー電気	800	2,763.00	2,210,400	
ウシオ電機	600	2,060.00	1,236,000	
岡谷電機	100	293.00	29,300	
ヘリオステクノH	100	535.00	53,500	
日本セラミック	100	2,787.00	278,700	
古河電池	100	891.00	89,100	
山一電機	100	1,963.00	196,300	
図 研	100	4,065.00	406,500	
日本電子	300	6,147.00	1,844,100	
カシオ	900	1,239.00	1,115,100	
ファナック	6,200	4,245.00	26,319,000	
日本シイエムケイ	300	775.00	232,500	

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
大真空	200	887.00	177,400	
ロー ム	2,400	2,649.00	6,357,600	
浜松ホトニクス	1,000	5,976.00	5,976,000	
三井ハイテック	100	7,066.00	706,600	
新光電気工業	500	5,515.00	2,757,500	
京 セ ラ	8,000	2,132.50	17,060,000	
太陽誘電	600	3,681.00	2,208,600	
村田製作所	11,600	2,961.50	34,353,400	
双葉電子工業	200	539.00	107,800	
日東電工	800	10,825.00	8,660,000	
東海理化電機	400	2,310.00	924,000	
ニチコン	300	1,303.00	390,900	
日本ケミコン	100	1,331.00	133,100	
K O A	200	1,551.00	310,200	
三井E & S	600	729.00	437,400	
日立造船	1,100	948.00	1,042,800	
三菱重工業	2,300	8,831.00	20,311,300	
川崎重工業	1,000	3,207.00	3,207,000	
I H I	1,000	2,801.00	2,801,000	
名村造船所	300	1,100.00	330,000	
サノヤスホールディングス	100	138.00	13,800	
マネジメントソリューションズ	100	3,180.00	318,000	
アンビスホールディングス	100	3,035.00	303,500	
カーブスホールディングス	400	662.00	264,800	
フォーラムエンジニアリング	200	847.00	169,400	
三菱ロジスネクスト	200	1,399.00	279,800	
フルサト・マルカ HD	100	2,607.00	260,700	
ヤマエグループ HD	100	4,180.00	418,000	
日産自動車	18,100	569.80	10,313,380	
いすゞ自動車	3,700	1,938.00	7,170,600	
トヨタ自動車	70,000	2,745.00	192,150,000	
日野自動車	1,900	493.60	937,840	
三菱自動車工業	5,000	462.60	2,313,000	
武蔵精密工業	300	1,585.00	475,500	
日産車体	100	1,015.00	101,500	
新明和工業	400	1,195.00	478,000	
極東開発工業	200	1,962.00	392,400	
トピー工業	100	2,662.00	266,200	
曙ブレーキ	800	115.00	92,000	
タチエス	200	1,885.00	377,000	
N O K	500	2,000.00	1,000,000	
フタバ産業	300	833.00	249,900	
カヤバ	100	5,120.00	512,000	
市光工業	200	563.00	112,600	
大同メタル工業	200	553.00	110,600	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
プレス工業	500	598.00	299,000	
ミクニ	100	464.00	46,400	
太平洋工業	300	1,371.00	411,300	
河西工業	100	199.00	19,900	
アイシン	1,000	5,270.00	5,270,000	
マ ツ ダ	4,200	1,659.00	6,967,800	
本田技研	31,100	1,533.50	47,691,850	
スズキ	2,300	6,133.00	14,105,900	
SUBARU	4,000	2,777.00	11,108,000	
ヤマハ発動機	5,400	1,297.50	7,006,500	
小糸製作所	1,400	2,255.00	3,157,000	
T B K	100	405.00	40,500	
エクセディ	200	2,704.00	540,800	
ミツバ	200	1,086.00	217,200	
豊田合成	400	2,778.00	1,111,200	
愛三工業	200	1,251.00	250,200	
日本プラスト	100	536.00	53,600	
ヨ ロ ズ	100	875.00	87,500	
エフ・シー・シー	200	1,840.00	368,000	
シマノ	500	22,900.00	11,450,000	
テイ・エス テック	500	1,822.00	911,000	
ダイレクトマーケティングミクス	100	447.00	44,700	
LITALICO	100	1,960.00	196,000	
ジャムコ	100	1,608.00	160,800	
小 野 建	100	1,804.00	180,400	
ノ ジ マ	400	1,828.00	731,200	
佐島電機	100	2,070.00	207,000	
カップ・クリエイト	200	1,753.00	350,600	
伯東	100	5,740.00	574,000	
コンドーテック	100	1,184.00	118,400	
ライトオン	100	454.00	45,400	
ナガイレーベン	200	2,494.00	498,800	
三菱食品	100	4,905.00	490,500	
良品計画	1,500	2,370.00	3,555,000	
パリミキホールディングス	100	523.00	52,300	
松田産業	100	2,452.00	245,200	
第一興商	500	2,148.00	1,074,000	
メディパルHD	1,400	2,420.50	3,388,700	
アドヴァングループ	100	1,061.00	106,100	
S P K	100	1,932.00	193,200	
萩原電気 HLDGS	100	4,840.00	484,000	
アズワン	200	5,495.00	1,099,000	
シモジマ	100	1,325.00	132,500	
ドウシシャ	100	2,112.00	211,200	
コナカ	100	411.00	41,100	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
高速	100	2,134.00	213,400	
G-7 ホールディングス	100	1,239.00	123,900	
たけびし	100	1,973.00	197,300	
イオン北海道	400	942.00	376,800	
コジマ	200	793.00	158,600	
コーナン商事	200	4,030.00	806,000	
ネットワンシステムズ	500	2,399.00	1,199,500	
ワタミ	100	1,045.00	104,500	
システムソフト	400	62.00	24,800	
パンパシフィック HD	2,700	3,338.00	9,012,600	
丸文	100	1,633.00	163,300	
西松屋チェーン	300	2,089.00	626,700	
ゼンショーホールディングス	700	7,262.00	5,083,400	
ハピネット	100	2,813.00	281,300	
幸楽苑ホールディングス	100	1,282.00	128,200	
橋本総業 HLDGS	100	1,340.00	134,000	
日本ライフライン	400	1,304.00	521,600	
サイゼリヤ	200	5,670.00	1,134,000	
タカショー	100	557.00	55,700	
V Tホールディングス	500	527.00	263,500	
アルゴグラフィックス	100	3,840.00	384,000	
I D O M	400	964.00	385,600	
日本エム・ディ・エム	100	770.00	77,000	
フジ・コーポレーション	100	1,714.00	171,400	
ユナイテッドアローズ	200	1,901.00	380,200	
進和	100	2,461.00	246,100	
ダイトロン	100	2,824.00	282,400	
ハイデイ日高	200	2,918.00	583,600	
シークス	200	1,493.00	298,600	
コロワイド	600	2,328.50	1,397,100	
オーハシテクニカ	100	1,894.00	189,400	
壺番屋	100	5,620.00	562,000	
スギホールディングス	300	6,635.00	1,990,500	
薬王堂ホールディングス	100	2,650.00	265,000	
島津製作所	1,700	4,152.00	7,058,400	
J M S	100	515.00	51,500	
長野計器	100	2,080.00	208,000	
ブイ・テクノロジー	100	2,746.00	274,600	
スター精密	200	1,769.00	353,800	
東京計器	100	1,779.00	177,900	
愛知時計	100	2,392.00	239,200	
インターアクション	100	1,058.00	105,800	
オーバル	100	507.00	50,700	
東京精密	300	9,048.00	2,714,400	
マニー	500	2,228.00	1,114,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ニコン	1,800	1,457.50	2,623,500	
トプコン	600	1,581.00	948,600	
オリンパス	7,800	2,176.00	16,972,800	
理研計器	100	6,670.00	667,000	
SCREEN ホールディングス	400	11,855.00	4,742,000	
キヤノン電子	100	2,074.00	207,400	
タムロン	100	5,540.00	554,000	
HOYA	2,500	17,380.00	43,450,000	
ノーリツ鋼機	100	3,145.00	314,500	
A&D ホロンホールディングス	200	1,831.00	366,200	
朝日インテック	1,400	3,010.00	4,214,000	
キヤノン	6,400	3,708.00	23,731,200	
リコー	3,200	1,151.00	3,683,200	
シチズン時計	1,200	891.00	1,069,200	
大研医器	100	511.00	51,100	
メニコン	400	2,439.00	975,600	
KYORITSU	100	192.00	19,200	
スノーピーク	200	940.00	188,000	
パラマウントベッドHD	300	2,791.00	837,300	
トランザクション	100	2,168.00	216,800	
ニホンフラッシュ	100	924.00	92,400	
前田工繊	100	3,240.00	324,000	
永大産業	100	228.00	22,800	
アートネイチャー	100	809.00	80,900	
バンダイナムコ HLDGS	3,500	2,972.50	10,403,750	
SHOEI	300	1,929.00	578,700	
フランスベッド HLDGS	200	1,415.00	283,000	
マーベラス	200	731.00	146,200	
パイロットコーポレーション	200	4,179.00	835,800	
萩原工業	100	1,506.00	150,600	
エイベックス	200	1,428.00	285,600	
フジシールインターナショナル	300	1,753.00	525,900	
タカラトミー	600	2,368.00	1,420,800	
広済堂ホールディングス	500	784.00	392,000	
レック	200	1,053.00	210,600	
三光合成	200	514.00	102,800	
プロネクス	100	1,299.00	129,900	
ホクシン	100	117.00	11,700	
きもと	100	222.00	22,200	
TOPPAN ホールディングス	1,600	3,997.00	6,395,200	
大日本印刷	1,400	4,213.00	5,898,200	
NISSHA	200	1,550.00	310,000	
藤森工業	100	3,885.00	388,500	
ヴィア・ホールディングス	100	192.00	19,200	
TAKARA & COMPANY	100	2,686.00	268,600	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
前澤化成工業	100	1,572.00	157,200	
アシックス	1,100	4,421.00	4,863,100	
ジェイ エス ピー	100	1,904.00	190,400	
ニ チ ハ	200	2,985.00	597,000	
ローランド	100	4,685.00	468,500	
エフピコ	200	2,960.50	592,100	
小松ウオール工業	100	2,981.00	298,100	
ヤマハ	800	3,372.00	2,697,600	
クリナップ	100	713.00	71,300	
ビジョン	800	1,652.00	1,321,600	
天馬	100	2,260.00	226,000	
キングジム	100	882.00	88,200	
象印マホービン	300	1,525.00	457,500	
リンテック	300	2,688.00	806,400	
信越ポリマー	300	1,637.00	491,100	
東 リ	200	330.00	66,000	
イトーキ	300	1,390.00	417,000	
任 天 堂	8,000	7,823.00	62,584,000	
三菱鉛筆	200	2,074.00	414,800	
松 風	100	2,796.00	279,600	
タカラスタANDARD	300	1,702.00	510,600	
コ ク ヨ	500	2,388.00	1,194,000	
ナカバヤシ	100	562.00	56,200	
ニ フ コ	400	3,839.00	1,535,600	
立川ブラインド	100	1,454.00	145,400	
グローブライト	100	2,033.00	203,300	
オカムラ	400	2,183.00	873,200	
バルカー	100	4,150.00	415,000	
伊 藤 忠	9,100	6,091.00	55,428,100	
丸 紅	11,200	2,334.00	26,140,800	
スクロール	200	1,000.00	200,000	
高 島	100	1,226.00	122,600	
ヨンドシーホールディングス	100	1,999.00	199,900	
長瀬産業	600	2,333.50	1,400,100	
蝶 理	100	2,911.00	291,100	
豊田通商	1,200	9,043.00	10,851,600	
オンワードホールディングス	800	511.00	408,800	
三共生興	200	729.00	145,800	
兼 松	600	2,170.00	1,302,000	
美 津 濃	100	4,080.00	408,000	
三井物産	10,200	5,496.00	56,059,200	
日本紙パルプ	100	5,010.00	501,000	
東京エレクトロン	2,700	25,385.00	68,539,500	
カメイ	100	1,809.00	180,900	
スターゼン	100	2,706.00	270,600	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
セイコーグループ	200	2,718.00	543,600	
山 善	400	1,213.00	485,200	
住友商事	8,200	3,189.00	26,149,800	
B I P R O G Y	400	4,445.00	1,778,000	
内田洋行	100	7,010.00	701,000	
三菱商事	26,700	2,326.50	62,117,550	
第一実業	100	1,992.00	199,200	
キャノンマーケティング JPN	300	4,233.00	1,269,900	
西華産業	100	2,985.00	298,500	
佐藤商事	100	1,538.00	153,800	
菱洋エレクトロ	100	3,700.00	370,000	
東京産業	100	852.00	85,200	
ユアサ商事	100	4,785.00	478,500	
阪和興業	200	5,130.00	1,026,000	
正栄食品	100	4,845.00	484,500	
カナデン	100	1,593.00	159,300	
R Y O D E N	100	2,729.00	272,900	
ニプロ	1,100	1,153.00	1,268,300	
岩谷産業	300	6,649.00	1,994,700	
極東貿易	100	2,061.00	206,100	
アステナホールディングス	300	484.00	145,200	
三愛オブリ	300	1,677.00	503,100	
稲畑産業	300	3,070.00	921,000	
G S I クレオス	100	2,251.00	225,100	
明和産業	200	667.00	133,400	
キムラタン	500	18.00	9,000	
ゴールドウイン	200	10,130.00	2,026,000	
ユニ・チャーム	2,700	5,246.00	14,164,200	
デサント	200	3,925.00	785,000	
ワ キ タ	200	1,611.00	322,200	
ヤマトインターナショナル	100	315.00	31,500	
東邦ホールディングス	400	3,297.00	1,318,800	
サンゲツ	300	3,215.00	964,500	
ミツウロコグループ	200	1,594.00	318,800	
伊藤忠エネクス	300	1,647.00	494,100	
サンリオ	400	6,192.00	2,476,800	
サンワ テクノス	100	2,273.00	227,300	
リョーサン	100	4,805.00	480,500	
新光商事	200	1,203.00	240,600	
トーヨー	100	2,755.00	275,500	
三信電気	100	2,329.00	232,900	
東陽テクニカ	100	1,466.00	146,600	
モスフード サービス	200	3,375.00	675,000	
加賀電子	100	6,380.00	638,000	
三益半導体	100	3,190.00	319,000	

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
都築電気	100	2,246.00	224,600	
ソーダニツカ	100	1,166.00	116,600	
立花エレテック	100	2,865.00	286,500	
木曽路	200	2,664.00	532,800	
SRS ホールディングス	200	1,149.00	229,800	
千 趣 会	200	347.00	69,400	
タカキユー	100	90.00	9,000	
リテールパートナーズ	200	1,710.00	342,000	
上新電機	100	2,468.00	246,800	
日本瓦斯	700	2,412.50	1,688,750	
ロイヤルホールディングス	200	2,596.00	519,200	
いなげや	100	1,326.00	132,600	
チヨダ	100	880.00	88,000	
ライフコーポレーション	100	3,460.00	346,000	
リンガーハット	200	2,405.00	481,000	
Mr M a x HD	200	641.00	128,200	
テンアライド	100	314.00	31,400	
AOKI ホールディングス	300	1,167.00	350,100	
オークワ	200	868.00	173,600	
コメリ	200	3,205.00	641,000	
青山商事	300	1,570.00	471,000	
しまむら	200	16,485.00	3,297,000	
高 島 屋	900	1,996.00	1,796,400	
松 屋	200	948.00	189,600	
エイチ・ツー・オーリテイリング	600	1,589.00	953,400	
近鉄百貨店	100	2,698.00	269,800	
丸井グループ	900	2,504.00	2,253,600	
アクシアル リテイリング	100	4,110.00	411,000	
イオン	4,600	3,290.00	15,134,000	
イ ズ ミ	200	3,644.00	728,800	
フオーバル	100	1,430.00	143,000	
平 和 堂	200	2,178.00	435,600	
フ ジ	200	1,965.00	393,000	
ヤオコー	200	8,318.00	1,663,600	
ゼビオホールディングス	200	973.00	194,600	
ケーズホールディングス	1,000	1,359.00	1,359,000	
P A L T A C	200	4,679.00	935,800	
三谷産業	200	370.00	74,000	
日産東京販売HD	100	463.00	46,300	
三井不動産	5,800	3,644.00	21,135,200	
三菱地所	8,200	2,048.00	16,793,600	
平和不動産	200	3,905.00	781,000	
東京建物	1,100	2,221.00	2,443,100	
京阪神ビルディング	200	1,400.00	280,000	
住友不動産	1,800	4,419.00	7,954,200	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
テーオーシー	200	742.00	148,400	
レオパレス 2 1	1,300	424.00	551,200	
スターツコーポレーション	200	3,020.00	604,000	
フジ住宅	200	722.00	144,400	
空港施設	200	599.00	119,800	
明和地所	100	1,309.00	130,900	
ゴールドクレスト	100	2,298.00	229,800	
リログループ	700	1,697.50	1,188,250	
エスリード	100	3,645.00	364,500	
日神グループ HLDGS	200	521.00	104,200	
日本エスコン	200	965.00	193,000	
MIRARTH ホールディング	600	488.00	292,800	
イオンモール	700	1,813.50	1,269,450	
ランド	6,900	7.00	48,300	
カチタス	300	2,177.00	653,100	
東祥	100	872.00	87,200	
トーセイ	200	2,101.00	420,200	
サンフロンティア不動産	200	1,770.00	354,000	
FJ ネクストホールディングス	100	1,169.00	116,900	
グランディハウス	100	631.00	63,100	
東武鉄道	1,400	4,021.00	5,629,400	
相鉄ホールディングス	500	2,785.50	1,392,750	
東急	3,600	1,795.00	6,462,000	
京浜急行	1,600	1,332.50	2,132,000	
小田急電鉄	2,100	2,301.50	4,833,150	
京王電鉄	600	4,629.00	2,777,400	
京成電鉄	800	7,042.00	5,633,600	
富士急行	200	4,590.00	918,000	
東日本旅客鉄道	2,300	8,351.00	19,207,300	
西日本旅客鉄道	1,500	6,080.00	9,120,000	
東海旅客鉄道	4,900	3,714.00	18,198,600	
西武ホールディングス	1,500	2,059.00	3,088,500	
鴻池運輸	200	1,946.00	389,200	
西日本鉄道	300	2,464.50	739,350	
ハマキョウレックス	100	4,195.00	419,500	
サカイ引越センター	100	2,789.00	278,900	
近鉄グループ HLDGS	1,300	4,623.00	6,009,900	
阪急阪神 HLDGS	1,700	4,662.00	7,925,400	
南海電鉄	600	2,953.00	1,771,800	
京阪ホールディングス	700	3,786.00	2,650,200	
名古屋鉄道	1,300	2,356.00	3,062,800	
山陽電鉄	100	2,187.00	218,700	
アルプス物流	100	1,736.00	173,600	
ヤマトホールディングス	1,600	2,752.00	4,403,200	
山 九	300	5,286.00	1,585,800	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
日 新	100	2,553.00	255,300	
丸全昭和運輸	100	3,985.00	398,500	
センコーグループ HLDGS	700	1,155.00	808,500	
ニッコンホールディングス	400	3,130.00	1,252,000	
福山通運	100	4,205.00	420,500	
セイノーホールディングス	700	2,194.00	1,535,800	
AZ-COM 丸和ホールディ	300	1,584.00	475,200	
C&F ロジホールディングス	100	1,560.00	156,000	
日本郵船	3,600	4,637.00	16,693,200	
商船三井	2,800	4,780.00	13,384,000	
川崎汽船	1,100	6,395.00	7,034,500	
NS ユナイテッド海運	100	4,955.00	495,500	
明海グループ	100	800.00	80,000	
飯野海運	500	1,236.00	618,000	
九州旅客鉄道	900	3,222.00	2,899,800	
SG ホールディングス	2,100	2,117.00	4,445,700	
NIPPON EXPRESS	400	8,462.00	3,384,800	
ID&E ホールディングス	100	3,465.00	346,500	
日本航空	3,100	2,831.50	8,777,650	
ANA ホールディングス	3,500	3,183.00	11,140,500	
TRE ホールディングス	300	1,240.00	372,000	
GENKY DRUGSTORES	100	5,540.00	554,000	
コア商事 HLDGS	100	742.00	74,200	
KPP グループホールディン	300	693.00	207,900	
ブックオフGHD	100	1,180.00	118,000	
ギフトホールディングス	100	2,539.00	253,900	
三菱倉庫	300	4,449.00	1,334,700	
三井倉庫 HOLD	100	4,945.00	494,500	
住友倉庫	300	2,571.00	771,300	
渋沢倉庫	100	3,075.00	307,500	
ヤマタネ	100	2,597.00	259,700	
乾汽船	100	1,128.00	112,800	
日本トランスシティ	300	642.00	192,600	
中央倉庫	100	1,182.00	118,200	
安田倉庫	100	1,245.00	124,500	
N I S S O H D	100	834.00	83,400	
大栄環境	200	2,527.00	505,400	
日本管財ホールディンク	100	2,621.00	262,100	
上 組	600	3,466.00	2,079,600	
キューソー流通システム	100	938.00	93,800	
エーアイテイー	100	1,830.00	183,000	
内外トランスライン	100	2,433.00	243,300	
TBS ホールディングス	700	3,165.00	2,215,500	
日本テレビ HLDS	1,100	1,639.00	1,802,900	
朝日放送グループ HD	100	674.00	67,400	

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
テレビ朝日HD	300	1,686.00	505,800	
スカパーJSATHD	1,000	729.00	729,000	
テレビ東京HD	100	3,100.00	310,000	
ビジョン	200	1,206.00	241,200	
USEN-NEXT HLDGS	100	4,005.00	400,500	
日本通信	1,300	232.00	301,600	
日本電信電話	380,100	176.90	67,239,690	
KDDI	9,900	4,655.00	46,084,500	
ソフトバンク	20,600	1,837.50	37,852,500	
光通信	100	24,870.00	2,487,000	
エムティーアイ	100	653.00	65,300	
GMO インターネットグループ	500	2,542.00	1,271,000	
ファイバーゲート	100	914.00	91,400	
KADOKAWA	700	2,992.50	2,094,750	
学研ホールディングス	200	1,013.00	202,600	
ゼンリン	200	893.00	178,600	
インプレスホールディングス	100	178.00	17,800	
東京電力HD	11,500	779.70	8,966,550	
中部電力	4,700	1,928.00	9,061,600	
関西電力	4,900	1,970.00	9,653,000	
中国電力	2,200	1,039.50	2,286,900	
北陸電力	1,300	739.30	961,090	
東北電力	3,400	973.30	3,309,220	
四国電力	1,200	1,056.50	1,267,800	
九州電力	2,900	1,050.50	3,046,450	
北海道電力	1,200	655.60	786,720	
沖縄電力	300	1,177.00	353,100	
電源開発	1,000	2,398.00	2,398,000	
エフオン	100	450.00	45,000	
イーレックス	200	823.00	164,600	
レノバ	300	1,191.00	357,300	
東京瓦斯	2,700	3,506.00	9,466,200	
大阪瓦斯	2,600	3,153.00	8,197,800	
東邦瓦斯	600	3,160.00	1,896,000	
北海道瓦斯	100	2,291.00	229,100	
広島ガス	300	398.00	119,400	
西部ガス HLDGS	100	2,011.00	201,100	
静岡ガス	300	1,059.00	317,700	
メタウォーター	200	2,100.00	420,000	
M&A 総研ホールディング	100	4,475.00	447,500	
アイネット	100	1,841.00	184,100	
松 竹	100	9,945.00	994,500	
東 宝	700	4,996.00	3,497,200	
エイチ・アイ・エス	400	1,843.00	737,200	
ラックランド	100	2,510.00	251,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
NTT データグループ	3,300	2,071.50	6,835,950	
共立メンテナンス	200	6,018.00	1,203,600	
イチネンホールディングス	100	1,600.00	160,000	
建設技術研究所	100	5,430.00	543,000	
スペース	100	948.00	94,800	
アインホールディングス	200	4,658.00	931,600	
燦ホールディングス	100	1,132.00	113,200	
ピー・シー・エー	100	1,171.00	117,100	
ビジネスB 太田昭和	100	2,209.00	220,900	
東京都競馬	100	4,635.00	463,500	
カナモト	200	2,843.00	568,600	
D T S	300	3,730.00	1,119,000	
スクウェア・エニックス・HD	600	5,460.00	3,276,000	
シーイーシー	200	1,639.00	327,800	
カプコン	1,100	5,284.00	5,812,400	
ニシオホールディングス	100	4,030.00	403,000	
アイ・エス・ビー	100	1,484.00	148,400	
アゴーラ ホスピタリティーG	500	23.00	11,500	
日本空港ビルデング	400	6,353.00	2,541,200	
トランス・コスモス	200	3,115.00	623,000	
乃村工藝社	600	884.00	530,400	
ジャステック	100	1,468.00	146,800	
S C S K	900	2,922.50	2,630,250	
藤田観光	100	5,860.00	586,000	
KNT-CT ホールディングス	100	1,341.00	134,100	
トーカイ	100	2,118.00	211,800	
セコム	1,300	10,740.00	13,962,000	
N S W	100	2,991.00	299,100	
セントラル警備保障	100	2,525.00	252,500	
アイネス	100	1,637.00	163,700	
丹青社	300	880.00	264,000	
メイテックグループホールデ	500	2,947.00	1,473,500	
T K C	200	3,755.00	751,000	
富士ソフト	300	6,310.00	1,893,000	
応用地質	100	2,116.00	211,600	
船井総研ホールディン	300	2,608.00	782,400	
N S D	500	2,833.00	1,416,500	
コナミグループ	500	8,334.00	4,167,000	
学 究 社	100	2,067.00	206,700	
ベネッセホールディングス	400	2,635.00	1,054,000	
イオンディライト	100	3,610.00	361,000	
ナック	100	1,057.00	105,700	
福井コンピュータ HLDS	100	2,589.00	258,900	
ダイセキ	300	4,315.00	1,294,500	
泉州電業	100	3,375.00	337,500	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
元気寿司	100	3,500.00	350,000	
トラスコ中山	300	2,535.00	760,500	
ヤマダホールディングス	4,100	451.10	1,849,510	
オートバックスセブン	500	1,600.50	800,250	
モリト	100	1,325.00	132,500	
アー克蘭ズ	400	1,736.00	694,400	
ニトリホールディングス	500	18,160.00	9,080,000	
グルメ杵屋	100	1,078.00	107,800	
愛眼	100	191.00	19,100	
ケーユーホールディングス	100	1,145.00	114,500	
吉野家ホールディングス	500	3,350.00	1,675,000	
加藤産業	200	4,710.00	942,000	
イノテック	100	1,815.00	181,500	
イエローハット	200	1,812.00	362,400	
松屋フーズ HLDGS	100	5,970.00	597,000	
JBCC ホールディングス	100	3,915.00	391,500	
JK ホールディングス	100	1,076.00	107,600	
サガミホールディングス	200	1,472.00	294,400	
日伝	100	2,924.00	292,400	
関西フードマーケット	100	1,485.00	148,500	
ミロク情報サービス	100	1,800.00	180,000	
杉本商事	100	2,286.00	228,600	
因幡電機産業	300	3,455.00	1,036,500	
王将フードサービス	100	8,250.00	825,000	
ミニストップ	100	1,571.00	157,100	
アークス	200	2,896.00	579,200	
バローホールディングス	300	2,547.00	764,100	
ミスミグループ本社	2,000	2,511.00	5,022,000	
ベルク	100	6,480.00	648,000	
大庄	100	1,278.00	127,800	
ファーストリテイリング	600	35,790.00	21,474,000	
ソフトバンクグループ	6,300	6,310.00	39,753,000	
スズケン	500	4,812.00	2,406,000	
サンドラッグ	500	4,561.00	2,280,500	
サックスパーホールディング	100	845.00	84,500	
ジェコス	100	1,091.00	109,100	
グローセル	100	685.00	68,500	
ベルーナ	300	625.00	187,500	
合計			3,899,452,530	

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2024年1月31日

I	資産総額	4,093,997,555 円
II	負債総額	34,990,290 円
III	純資産総額（I－II）	4,059,007,265 円
IV	発行済数量	2,277,656 口
V	1 単位当たり純資産額（III／IV）	1,782.10 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

- (2) 名義登録と収益分配金の支払い

受託会社は、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。）（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。

- (3) 受益者に対する特典
ありません。

- (4) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

- (5) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- (6) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- (7) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

- (8) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付、交換有価証券の交付等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2024年1月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2024年1月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	87	289,382
追加型株式投資信託	790	26,927,149
株式投資信託 合計	877	27,216,530
単位型公社債投資信託	102	168,262
追加型公社債投資信託	14	1,573,863
公社債投資信託 合計	116	1,742,126
総合計	993	28,958,656

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第64期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第65期事業年度に係る中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023 年 5 月 26 日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 間瀬 友未
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2022年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,168	1,982
有価証券	486	346
前払費用	332	393
未収委託者報酬	13,811	12,525
未収収益	52	47
関係会社短期貸付金	24,900	22,100
その他	45	59
流動資産計	42,799	37,455
固定資産		
有形固定資産	※1 203	※1 196
建物	4	3
器具備品	198	193
無形固定資産	1,770	1,482
ソフトウェア	1,738	1,351
ソフトウェア仮勘定	31	131
投資その他の資産	16,617	13,824
投資有価証券	10,755	8,260
関係会社株式	3,705	3,475
出資金	177	177
長期差入保証金	1,067	1,066
繰延税金資産	885	824
その他	26	20
固定資産計	18,591	15,503
資産合計	61,390	52,959

(単位:百万円)

	前事業年度 (2022年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	65	101
未払金	9,856	5,874
未払収益分配金	26	38
未払償還金	12	12
未払手数料	4,917	4,525
その他未払金 ※2	4,900	1,297
未払費用	4,246	3,987
未払法人税等	980	560
未払消費税等	1,016	327
賞与引当金	866	692
その他	2	2
流動負債計	17,033	11,545
固定負債		
退職給付引当金	2,399	2,276
役員退職慰労引当金	13	51
その他	1	0
固定負債計	2,415	2,329
負債合計	19,449	13,874
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,925	11,505
利益剰余金合計	14,299	11,879
株主資本合計	40,969	38,549
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	971	534
評価・換算差額等合計	971	534
純資産合計	41,941	39,084
負債・純資産合計	61,390	52,959

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	74,402	69,845
その他営業収益	545	559
営業収益計	74,948	70,405
営業費用		
支払手数料	31,234	29,405
広告宣伝費	650	662
調査費	9,104	9,638
調査費	1,252	1,469
委託調査費	7,851	8,169
委託計算費	1,729	1,783
営業雑経費	2,051	1,658
通信費	189	181
印刷費	468	468
協会費	46	51
諸会費	15	17
その他営業雑経費	1,331	939
営業費用計	44,768	43,147
一般管理費		
給料	5,948	5,788
役員報酬	306	317
給料・手当	4,281	4,369
賞与	493	409
賞与引当金繰入額	866	692
福利厚生費	867	874
交際費	46	66
旅費交通費	48	95
租税公課	527	476
不動産賃借料	1,300	1,300
退職給付費用	408	488
役員退職慰労引当金繰入額	10	38
固定資産減価償却費	606	625
諸経費	1,864	2,193
一般管理費計	11,628	11,946
営業利益	18,551	15,310

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業外収益		
投資有価証券売却益	327	286
有価証券償還益	40	150
その他	264	171
営業外収益計	631	608
営業外費用		
投資有価証券売却損	59	244
有価証券償還損	0	2
その他	34	31
営業外費用計	93	277
経常利益	19,089	15,642
特別損失		
関係会社整理損失	-	229
投資有価証券評価損	331	257
特別損失計	331	486
税引前当期純利益	18,757	15,155
法人税、住民税及び事業税	5,950	4,589
法人税等調整額	69	248
法人税等合計	6,019	4,838
当期純利益	12,738	10,317

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	10,574	10,948	37,618
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 9,388	△ 9,388	△ 9,388
当期純利益	-	-	-	12,738	12,738	12,738
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,350	3,350	3,350
当期末残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	947	947	38,566
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 9,388
当期純利益	-	-	12,738
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	24	24	24
当期変動額合計	24	24	3,374
当期末残高	971	971	41,941

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 12,737	△ 12,737	△ 12,737
当期純利益	-	-	-	10,317	10,317	10,317
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△ 2,419	△ 2,419	△ 2,419
当期末残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	971	971	41,941
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 12,737
当期純利益	-	-	10,317
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 436	△ 436	△ 436
当期変動額合計	△ 436	△ 436	△ 2,856
当期末残高	534	534	39,084

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	15～18 年
器具備品	4～20 年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)
該当事項はありません。

(会計方針の変更に関する注記)
(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物	37 百万円	38 百万円
器具備品	283 百万円	296 百万円

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
未払金	4,694 百万円	1,178 百万円

3 保証債務

前事業年度(2022年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management(Singapore)Ltd. の債務 1,900 百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2023年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management(Singapore)Ltd. の債務 2,112 百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	9,388	3,599	2021年 3月31日	2021年 6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①剰余金の配当の総額 12,737百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 4,883円
- ④基準日 2022年3月31日
- ⑤効力発生日 2022年6月24日

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	12,737	4,883	2022年 3月31日	2022年 6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①剰余金の配当の総額 10,316百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 3,955円
- ④基準日 2023年3月31日
- ⑤効力発生日 2023年6月27日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主にグループ通算制度における通算親法人へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

(i) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2022年3月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	66	—	—	66
資産合計	66	—	—	66

当事業年度（2023年3月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	57	7,882	—	7,939
資産合計	57	7,882	—	7,939

（2）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式等	666	666
子会社株式	1,677	1,448
関連会社株式	2,027	2,027

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2022年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,677百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2023年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,448百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2022年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	66	55	11
(2) その他	6,755	4,917	1,838
小計	6,822	4,972	1,850
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	3,753	4,208	△454
小計	3,753	4,208	△454
合計	10,575	9,180	1,395

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	57	55	1
（２）その他	5,084	3,923	1,161
小計	5,141	3,978	1,163
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,798	3,190	△392
小計	2,798	3,190	△392
合計	7,939	7,168	△771

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
（１）株式	-	-	-
（２）その他 証券投資信託	1,719	327	59
合計	1,719	327	59

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
（１）株式	-	-	-
（２）その他 証券投資信託	2,359	296	244
合計	2,359	296	244

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について331百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、証券投資信託について257百万円、関係会社株式について229百万円の減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,452百万円	2,399百万円
勤務費用	152	150
退職給付の支払額	△ 303	△ 322
その他	98	48
退職給付債務の期末残高	2,399	2,276

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,399 百万円	2,276 百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,399	2,276
退職給付引当金	2,399	2,276
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,399	2,276

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	152 百万円	150 百万円
その他	67	153
確定給付制度に係る退職給付費用	219	303

(注) その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度189百万円、当事業年度184百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当事業年度 (2023年 3 月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	734	697
賞与引当金	227	182
投資有価証券評価損	144	177
関係会社株式評価損	—	155
未払事業税	213	114
出資金評価損	94	94
システム関連費用	111	68
その他	437	309
繰延税金資産小計	1,963	1,799
評価性引当額	△ 356	△ 459
繰延税金資産合計	1,607	1,339
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 562	△ 356
連結法人間取引（譲渡益）	△ 159	△ 159
繰延税金負債合計	△ 722	△ 515
繰延税金資産の純額	885	824

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2022年 3 月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2023年 3 月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021年 8 月 12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が 69,845 百万円、その他 559 百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) の 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有100.0	あり	経営管理	資金の貸付	19,000	関係会社短期貸付金	24,900
								利息の受取 (注)	0	受取利息関係会社	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有100.0	あり	経営管理	資金の貸付	17,100	関係会社短期貸付金	22,100
								利息の受取 (注)	0	受取利息関係会社	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,900	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行

行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証(注)	2,112	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料(注2)	15,348	未払手数料	3,028
						本社ビルの管理	不動産の賃借料(注3)	1,062	長期差入保証金	1,054
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守(注4)	1,065	未払費用	91

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親 会社をも つ会社	大和証券(株)	東京都 千代田区	100,000	金融商品 取引業	-	証券投資信託 受益証券の募 集販売	証券投資信託 の代行手 数料（注 2）	13,072	未払手数料	2,663
						本社ビルの管 理	不動産の賃 借料（注 3）	1,062	長期差入保 証金	1,054
同一の親 会社をも つ会社	㈱大和総研	東京都 江東区	3,898	情報サー ビス業	-	ソフトウェ アの開発・ 保守	ソフトウェ アの購入・ 保守 （注 4）	883	未払費用	81

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1） 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注2） 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

（注3） 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

（注4） ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1 株当たり情報）

前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
1 株当たり純資産額	16,078.50 円	1 株当たり純資産額	14,983.42 円
1 株当たり当期純利益	4,883.43 円	1 株当たり当期純利益	3,955.35 円

（注1）潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注2）1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
当期純利益（百万円）	12,738	10,317
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023 年 11 月 27 日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	間瀬 友未
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	渡部 啓太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

		当中間会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		2,879
有価証券		110
未収委託者報酬		14,148
関係会社短期貸付金		17,800
その他		629
流動資産合計		35,568
固定資産		
有形固定資産	※1	184
無形固定資産		
ソフトウェア		1,009
その他		203
無形固定資産合計		1,213
投資その他の資産		
投資有価証券		8,477
関係会社株式		3,475
繰延税金資産		628
その他		1,216
投資その他の資産合計		13,797
固定資産合計		15,196
資産合計		50,764

(単位:百万円)

当中間会計期間
(2023年9月30日)

負債の部		
流動負債		
未払金		5,255
未払費用		4,567
未払法人税等		2,453
賞与引当金		727
その他	※2	725
流動負債合計		13,864
固定負債		
退職給付引当金		2,228
役員退職慰労引当金		58
固定負債合計		2,287
負債合計		16,152
純資産の部		
株主資本		
資本金		15,174
資本剰余金		
資本準備金		11,495
資本剰余金合計		11,495
利益剰余金		
利益準備金		374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		6,594
利益剰余金合計		6,968
株主資本合計		33,638
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		973
評価・換算差額等合計		973
純資産合計		34,612
負債・純資産合計		50,764

(2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	36,557
その他営業収益	322
営業収益合計	36,879
営業費用	
支払手数料	15,250
その他営業費用	7,380
営業費用合計	22,631
一般管理費	※1 6,087
営業利益	8,160
営業外収益	※2 128
営業外費用	※3 116
経常利益	8,172
特別利益	—
特別損失	※4 258
税引前中間純利益	7,914
法人税、住民税及び事業税	2,505
法人税等調整額	2
中間純利益	5,405

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15, 174	11, 495	374	11, 505	11, 879	38, 549
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△10, 316	△10, 316	△10, 316
中間純利益	-	-	-	5, 405	5, 405	5, 405
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	△4, 910	△4, 910	△4, 910
当中間期末残高	15, 174	11, 495	374	6, 594	6, 594	33, 638

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	534	534	39,084
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△10,316
中間純利益	-	-	5,405
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	438	438	438
当中間期変動額合計	438	438	△4,472
当中間期末残高	973	973	34,612

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおり

であります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

5. グループ通算制度の適用

当社は、株式会社大和証券グループ本社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

当中間会計期間 (2023年9月30日現在)	
有形固定資産	340百万円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

3 保証債務

当中間会計期間 (2023年9月30日現在)

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務2,299百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
有形固定資産	10百万円
無形固定資産	230百万円

※2 営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
投資有価証券売却益	35百万円
有価証券償還益	32百万円
雑収入	32百万円
受取配当金	25百万円

※3 営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
有価証券償還損	103百万円

※4 特別損失の項目

	当中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
ソフトウェア除却損	153百万円
投資有価証券評価損	104百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	10,316	3,955	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 27 日

(金融商品関係)

当中間会計期間 (2023 年 9 月 30 日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券	111	7,809	—	7,921
資産合計	111	7,809	—	7,921

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1 年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)	
区分	当中間会計期間
非上場株式	666
子会社株式	1,448
関連会社株式	2,027

(有価証券関係)

当中間会計期間(2023年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 1,448百万円)及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	111	55	56
(2) その他	5,511	3,839	1,672
小計	5,623	3,894	1,728
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
その他	2,297	2,623	△325
小計	2,297	2,623	△325
合計	7,921	6,518	1,403

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が 36,557 百万円、その他 322 百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) の 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
1株当たり純資産額	13,268.89円
1株当たり中間純利益	2,072.34円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
中間純利益(百万円)	5,405
普通株式に係る中間純利益(百万円)	5,405
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。
- b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実
訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

(iFreeETF TOPIX Ex-Financials)

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
(iFreeETF TOPIX Ex-Financials)
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項、同条第2項および第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および対象物)

第 2条 委託者は、委託者が提示する銘柄の株券（第13条第5項、第6項および第8項に該当する場合の金銭を含みます。）を、2013年9月18日の評価額（法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。）により、金1,000億円に相当する株券および金銭を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託の限度)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、2兆円に相当する株券および金銭を限度として追加信託することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第43条第1項および第2項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(金融商品取引所への上場)

第 6条 委託者および受託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といことがあります。以下同じ。）に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得た場合には、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

② 委託者および受託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

(当初の受益者)

第 7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込を受付けた指定販売会社が、当該取得申込の受付によって生じる株式および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の信託契約締結当初または追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

(受益権の分割および再分割)

第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2013年9月18日の「TOPIX Ex-Financials」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た額に相当する株式および金銭によるものとします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、第13条第9項に定める株式（同条第5項、同条第6項および同条第8項に該当する場合の金銭を含みます。）または同条第10項に定める担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該株式および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該株式および金銭についての受入れまたは振替済みの通知にかかわらず、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。

(受益権の取得申込)

第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、取得の申込に応じることができます。

- ② 受益権の取得申込者は、「TOPIX Ex-Financials（配当込み）」（以下「対象株価指数」といいます。）を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの（以下「取得時のバスケット」といいます。）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額（法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。）をもって、それに相当するものとして委託者が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する取得申込受付日の基準価額とします。

- ③ 受益権の取得申込者が、委託者が別に定める時限までに取得申込をした場合には、当日を取得申込受付日として委託者は当該取得申込を受け付けます。

- ④ 取得申込受付日に対応する取得時のバスケットを構成する各株式の銘柄名とその数量は、委託者が取得申込受付日以前に定める期日に別に定める方法により提示するものとします。

- ⑤ 第2項の規定にかかわらず、受益権の取得申込者は、取得時のバスケットの評価額が取得する一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分を金銭をもって支払うものとします。

- ⑥ 第2項の規定にかかわらず、取得時のバスケットに受益権の取得申込者が発行した株式または

その親会社（会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。）が発行した株式（以下本条において「自社株式等」といいます。）が含まれる場合には、当該取得申込者は当該自社株式等に代えて当該自社株式等に相当する金額（評価額により算出したものに限り、）に、当該自社株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。

- ⑦ 前項に該当する場合には、受益権の取得申込者は、指定販売会社を通じてその旨を委託者に通知するものとします。この通知が取得申込の際に行なわれなかった場合において、そのことによって当該取得申込者または信託財産その他に損害が生じた場合には、当該取得申込者がすべての責を負うものとします。
- ⑧ 第2項の規定にかかわらず、取得時のバスケットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式（以下本項において「配当落ち株式等」といいます。）が含まれる場合には、当該取得申込者は当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等に相当する金額（評価額により算出したものに限り、）に、当該配当落ち株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。
- ⑨ 指定販売会社は、取得申込にかかる取得時のバスケットの各銘柄の株式を、取得申込にかかる信託が設定される日までに、別に定める契約に基づき委託者に代わって受託者に引渡すものとします。
- ⑩ 指定販売会社は、受益権の取得申込者が引渡すべき取得時のバスケットの各銘柄の一部の引渡日を別に定める方法に基づいて指定する場合には、担保金を差入れるものとします。なお、担保金に付利は行なわないものとします。担保金が差入れられた場合には、委託者は信託財産への担保金の受入れの指図を行なうものとします。
- ⑪ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、第9項に定める株式（第5項、第6項および第8項に該当する場合の金銭を含みます。）または前項に定める担保金の引渡しと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた指定販売会社が、当該取得申込の受付によって生じる株式および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と指定販売会社（指定販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該指定販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。
- ⑫ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。なお、第1号から第3号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込を受け付けることがあります。
 - 1. 対象株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日
 - 2. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内
 - 3. 第29条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
 - 4. 前各号のほか、委託者が、第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ⑬ 指定販売会社は、当該指定販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を、受益権の取得申込者から徴収することができるものとします。当該手数料は、指定販売会社ならびに受託者が収受するものとします。
- ⑭ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得な

い事情があるときおよび委託者が必要と認めるときは、取得申込の受付の中止、取得申込の受付の取消しまたはその両方を行なうことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条に定めるものに限りします。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託財産を、主として株式に投資することを指図します。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、交換、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託財産を次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第22条、第25条および第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない

場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第22条、第25条および第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第19条 この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式に対する投資として運用を行ないます。

- ② 対象株価指数を構成する銘柄のうち、時価総額構成比率95%以上を占める各銘柄の株式を組入れることを原則とします。
- ③ 前2項の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと（株価指数先物取引等を利用することを含みます。）があります。
- ④ 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。
- ⑤ 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ⑥ 外貨建資産への投資は、行ないません。

（投資する株式の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（先物取引等の運用指図）

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第21条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（株式の貸付けの指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、株式の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第22条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（信託業務の委託等）

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認めら

れること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（株式売却等の指図）

第25条 委託者は、信託財産に属する株式の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第28条 信託財産に属する株式について、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第29条 この信託の計算期間は、毎年1月11日から7月10日まで、および7月11日から翌年1月10日までとします。ただし、第1計算期間は、2013年9月19日から2014年1月10日までとします。

（信託財産に関する報告等）

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできな

いものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、次の第1号の額に第2号の額を加算して得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の18以内の率を乗じて得た額
2. 第22条第1項の規定に基づく信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料（貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に100分の50以内の率を乗じて得た額

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益分配方針)

第33条 収益の分配は、信託の計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。

(名義登録と収益分配金の支払い)

第34条 受託者は、計算期間終了日現在において、氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。）（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）が受託者に登録されている者（以下「名義登録受益者」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。

- ② 受益者は、原則として前項に規定する登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の取引参加者（口座管理機関であるものに限り、以下同じ。）を経由して行なうものとします。この場合、当該取引参加者は、当該取引参加者が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者に対して直接行なうことができます。
- ③ 社振法関係法令等に基づき、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続は別に定めるところによります。
- ④ この信託契約締結当初および追加信託時の受益者については、第1項に規定する登録を行なったうえで、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されるものとします。
- ⑤ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第2項に規定する取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。

(交換の請求)

第35条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

- ② 受益者が交換請求をするときは、指定販売会社に対し、委託者が定める一定口数の整数倍の振替受益権をもって行なうものとします。
- ③ 交換を請求しようとする受益者が、委託者が別に定める時限までに交換請求をした場合には、当日を交換請求受付日として委託者は当該交換請求を受け付けます。

- ④ 委託者は、交換に際し、信託財産に属する株式の評価額をもって、それに相当する口数の受益権と交換するものとします。交換に際し、受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。なお、第1号または第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の交換請求を受け付けることがあります。
 1. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内
 2. 第29条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
 3. 前各号のほか、委託者が、第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ⑥ 第2項の指定販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続を行なうものとします。なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該指定販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続を行ないます。当該抹消にかかる手続および第36条第5項に掲げる交換株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第36条第1項または第2項に定める当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑦ 受託者は、第36条第1項または第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続および第36条第6項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ、抹消したものと取り扱います。
- ⑧ 指定販売会社は、当該指定販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を交換請求者から徴収することができるものとします。当該手数料は、指定販売会社ならびに受託者が収受するものとします。
- ⑨ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託者が必要と認めるときは、交換請求の受付の中止、交換請求の受付の取消またはその両方を行なうことができます。
- ⑩ 前項の規定により交換請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の交換請求を撤回することができます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとして計算されるものとします。

（交換の指図等）

第36条 委託者は、前条第1項の請求を受け付けた場合には、当該請求にかかる受益権と、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式として委託者が指定するものとの交換を行なうよう受託者に指図します。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の委託者が指定する株式に当該請求を行なった受益者が発行した株式またはその親会社が発行した株式（以下本条において「自社株式等」といいます。）が含まれる場合には、原則として、委託者は、第1項の請求にかかる受益権の口数から当該自社株式等に相当する金額（評価額により算出したものから、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた金額とします。）に相当する口数を除いた口数の受益権と、当該受益権の持分に相当する株式（当該自社株式等を除きます。）を交換するよう受託者に指図するものとします。
- ③ 前項に該当する場合には、交換請求を行なう受益者は、指定販売会社を通じてその旨を委託者に通知するものとします。この通知が交換請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって交換請求者または信託財産その他に損害が生じた場合には、交換請求者がすべての責を負うものとします。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、第1項の委託者が指定する株式に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式（以下本項において「配当落ち株式等」といいます。）が含まれる場合には、委託者は、当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等の評価額（当該評価額から、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて

得た額を減じた額とします。)に相当する金銭の交付をもって交換するよう受託者に指図することができるものとします。

- ⑤ 受託者は、前条第6項に掲げる手続が行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求および金銭の交付を行なうものとします。ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書の定めるところにより、前条第2項に掲げる交換の請求を受付けた指定販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、前条第6項に掲げる手続にかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求および金銭の交付を行なうものとします。別に定める期日から、受益者への交換株式の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれ、受益者への金銭の交付については指定販売会社において行なわれます。

- ⑥ 委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

(受益権の買取り)

第37条 指定販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により取引所売買単位未満の振替受益権が生じた場合
 2. 第6条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合
- ② 前項の買取価額は、買取請求受付日の基準価額から、指定販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を控除した価額とすることができます。
- ③ 指定販売会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することができます。
- ④ 前項の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行なった当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、第2項の規定に準じて計算されたものとします。

(信託終了時の交換等)

第38条 委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。この場合は、第35条および第36条の規定に準じるものとします。

- ② 委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。この場合には、当該指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ③ 信託終了に際して、委託者が信託終了に関して指定する指定販売会社は、その所有にかかるすべての受益権を交換請求するものとします。交換により引渡される株式に当該指定販売会社が発行した株式またはその親会社が発行した株式（以下本条において「自社株式等」といいます。）が含まれる場合には、委託者は、受託者に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託者は信託財産をもって買取るものとします。

(収益分配金の交付と支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金について未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および信託終了時の交換にかかる時効)

第40条 受益者が、収益分配金については第34条第5項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了時の交換については信託終了日から10年間その交換請求をしないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第41条 受益者は、自己に帰属する受益権（受託者が第48条に規定する重大な信託約款の変更等に反対した受益者からの第49条の規定による請求により買取った受益権を除きます。）につき、信託期間

中において、この信託の一部解約請求をすることはできません。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第42条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付、交換株式の交付等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が200万口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、第6条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象株価指数が廃止された場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続を開始するものとします。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
(信託約款の変更等)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第43条第3項または前条第2項に規定する書面に付記します。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第50条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 約款第34条第3項の別に定める手續は、原則として以下のとおりとします。

1. 約款第34条第3項の受益権は、約款第34条第2項の取引参加者の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属

します。

2. 約款第34条第2項の取引参加者は、計算期間終了日までに当該取引参加者にかかる上記1. の受益権の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託者が定める事項を書面等により受託者に届け出るものとします。また、届け出た内容に変更が生じた場合は、当該取引参加者所定の方法による当該受益者からの申出に基づき、当該取引参加者はこれを受託者に通知するものとします。
3. 約款第34条第2項の取引参加者は、計算期間終了日現在の当該取引参加者にかかる上記1. の受益権の受益者の振替機関の定める事項を（当該取引参加者が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて）振替機関に報告するとともに、振替機関は業務規程等に基づき、これを受託者に通知するものとします。

第 2条 約款第7条の別に定める金融商品取引清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。

2013年 9月19日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社